



「自然の中へ——ひかりの塔」アルミ板に塗装 2008年制作 高180×幅250cm 祖敬堂所蔵（千葉市）



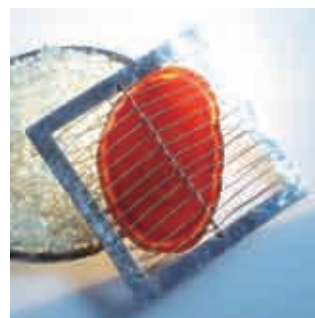
濱口さんの工房にて（ガラス戸の中）



フラグメント 1 幅 4cm 前後



フラグメント 2 幅 4cm 前後



フラグメント 3 幅 4cm 前後

第11回

神楽坂の路地を抜けると、石ころや貝殻の世界があった はまぐち 濱口 けい 恵さん

金属素材を使う濱口さんの作品は特に女性に人気があって、買った人はブローチのような身飾りに使う人が多いようです。それで私などもついついジュエリーの作家と思いついてしまったりすることがありますが、作者本人は自分の小さな作品を「フラグメント（fragment、断片）」と呼んでいて、ジュエリーではなくて敢えていえば彫刻的な作品と考えています。彼女にしてみれば「彫刻的」というのもひとつの粹付けになるので、工芸的とか彫刻的というよりも、単にひとつの作品もしくはオブジェとして受けとめられることを一番望んでいます。

今年に入ってから、制作するものがうんと大きなものになってきました。一番上の写真のモニュメントは、フラグメントなどと比べると超巨大な作品といえるでしょう。普通こうすることが起こると、「ジュエリー作家が巨大彫刻に挑んだ野心的作品」などと言って話題になるのですが、濱口さんの場合にはそういう雰囲気がありません。フラグメントと巨大作品の間に境界線のようなものがなくて、その移行がとてもスムーズに感じられます。「野心的作品」といった改まったものではなくて、フラグメントを作ることが濱口さんの日常の営みであるとすれば、巨大

作品を作ることもその延長に過ぎない、といった感じです。それというのもフラグメントも巨大作品も質的にはなんら変わりがなく、ジュエリーとか彫刻というふうに分類化されるものではないからに他なりません。

今回は、私が数年前に濱口さんにインタビューした記事から、彼女の制作コンセプトを紹介させていただきます。

「自分が作りたいものは何かといたら、そこらへんにある石ころだとか、貝殻だとか、ひらっと落ちてくる葉っぱだとか、そういったものを作りたい。(中略)見つける人が見つけない限り踏み潰されるとか、蹴飛ばされていったりとか、でもそこにものがある、そこにものがあつた、というようなもの…、そういうものができたらいいなと思う。」（「新かたちノート」07号〈2005年4月発行〉より）

濱口さんの工房は東京の神楽坂の裏手の、新宿区南町にあります。工房を訪ねる時には、総武線の飯田橋で降りて神楽坂を上り、それから路地に入って石畳の道を、昔ながらの神楽坂の風情を愉しみながら歩きます。ときどき、葉っぱがはらっと落ちてきたりします。箏曲作曲家宮城道雄の記念館の前を通って、南町はもう目と鼻の先です。

小さな世界と大きな世界を自在に行き交う。

（制作／かたち21）

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 621
2008 October



表紙写真
「日の出、西行戻しの松」
第23回写真コンクール佳作
高橋 治郎●宮城会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 ADR境界問題相談センターわかやま開設
- 07 カダstral・スタディーズ
FIG報告(3) テクニカルセッションとクロージングセレモニー
- 11 グローカル・スタンダード
土地家屋調査士法第25条第2項——山形会からのレポート
法第25条第2項『地域慣習』資料収集について
- 21 LOOK NOW
土地家屋調査士法人の使用人問題の検討始まる
- 22 地理空間情報フォーラム2008
日本土地家屋調査士会連合会担当企画の全体報告
- 32 シリーズ 都市法概説(1)
道路と敷地・建物 立命館大学法科大学院教授●安本 典夫
- 36 広報最前線／香川会
- 38 第23回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ石川大会
- 40 会長レポート
- 42 ネットワーク50
長野会・秋田会
- 45 速報
平成20年度第1回全国会長会議&2008広報担当者会同
- 46 ちょうさし俳壇
- 47 会務日誌
- 48 なるほど ナットク 国民年金基金10
ご存じですか？国年基金にはご夫婦で加入できることを!!
- 50 会員の広場を利活用ください
- 52 裁判員制度が平成21年5月21日から始まります！
- 56 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 57 お知らせ
土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の
団体指定について
- 57 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について
- 58 地籍フェア2008 in 新潟



ADR境界問題相談センター わかやま開設

和歌山県土地家屋調査士会

1 一運営委員のつぶやき

境界 ADR センターも全国で 31 番目となりますと、全国に伝わるインパクトも大きくはないでしょう。確かに、近畿でも後塵を拝して、やっと皆様の仲間入りができて一安心といったところです。しかし、この開設に直接携わった者にとっては、見るもの聞くもの初めてのことばかりで、大袈裟に言えば未曾有の体験ゾーンを何とか岸辺に辿り着いたような按配です。開設してからが本番であるのは重々承知していますが、来し方を振り返るのも一興かも知れません。

どんな家庭にもお家の事情があるように、和歌山会のごとく会員 160 名程の小規模会もそれなりに事情があるものです。いろいろ問題を抱える中で、センターの調停室を確保することが一大騒動となりました。話せば長いことながら、話しても分からぬこの顛末を少し聞いてください。

初めに和歌山会の会館の構造から申し上げなければなりません。4階建ての建物の2階に調査士会、3階に公嘱協会、4階に会議室の小さな容積の建物に、2つの調停室を設けるプランが大きな波紋を呼びました。問題は3階専有部分を所有する公嘱協会の協力体制でした。ADR センターは公嘱協会とは関係のない組織で協力する必要なんかないという激しい意見

から、調査士会と公嘱協会は構成員もほぼ重なることを前提に、調査士会活動のメイン事業である ADR センターの創設に全面的に協力しようという友愛精神の持主まで、濃淡様々な意見が飛び交うこととなりました。今年と去年の2度の総会を潜り抜けて、やっとこさ3階公嘱協会の中に調停室兼用の部屋を一つ確保できる目途がたちました。その結果、2階調査士会に設営した調停室の一つと併せて目標の2つの調停室を確保できた次第です。ここに至るまでの紆余曲折は、渦中の私どもにしか実感できぬ面がありますが、改めて団体を運営することの難しさを思い知らされたものです。

この暫しの混乱は、結局和歌山会の会員の間に ADR センター創設の意義が浸透していない現れだろうと思います。センター創設に関与した私どもとしては、会員への啓蒙・周知につき反省点がないではありません。だが、調査士ないし調査士制度の今後の行く末に想いを馳せたとき、〈筆界の専門家〉としてのブランドイメージを確立することが何より大事です。今やそれが大多数の会員の共通認識であろうと思われます。われわれ会員自身が自らの存立基盤について真摯に自省する必要があります。

折しも、世間は閉塞状態のトンネルから脱け出せず低迷したまま、何やら改革の喚声だけが響き

合う不安定な連鎖の暗雲に覆われています。こんなときこそ、己の拠って立つ基盤を見極める地道な活動が必要なのではないか。世間に対し、損得抜きで己のブランドを打ち出すことに精出すべきではないか。打算的な態度に終始するばかりでは人気を博さないでしょう。いや、これは少し個人の感想が過ぎたようです。

調査士会内部の説得に比べれば、和歌山弁護士会との協働も理解ある弁護士会役員の方々のご協力を仰ぎ円滑に推移し、今も運営委員会の度に、違った視点から意見を頂戴して参考になります。制度の構築に当たっても、幸いにも既に多くの情報の提供を受け、大阪会・京都を始めたとする先進会の資料にも恵まれました。いわば先進会の蓄えられた果実を精一杯頬張ることができたように思います。

組織の立ち上げを急いだ余り、会内部における討議よりは先進会の枠組みに習おうとした傾向が強くなったのは否定できません。規則等は認証取得済みの大阪会のものを模範として、和歌山会に移植しました。ただし、無料の事前相談制を採用した点で、京都のスキームを大いに参考にしました。運営マニュアルなどは、取り敢えず殆どそのまま京都のそれを採用して、実務の運用を見ながら和歌山会の実情に合わせて修正することにしました。走りながら考える姿勢です。



非常に柔軟というか、定見があるのかないのか分からない有様です。

相談員・調停員への研修体制は重要です。センター活動を通じて一番困難で悩ましいことは、調停レベルで利害反する当事者との距離感をどう保つかです。当然、一方に与することはできませんが、紛争状態の当事者に対し、どんなアドバイスを与え一定の譲歩を引き出し如何に当事者のやる気をそそるか、難問中の難問といえるでしょう。

われわれ調査士は、紛争当事者と対面することは稀です。いつもは依頼人の利益擁護に偏することなく、中間的な立場で筆界を探ることに努力を傾けます。その実質を法律的に評価すれば、あるべき公法上の筆界を現地で認定する作業というよりは、当事者間の協議により私的所有権の外縁を合意する和解契約の成立を促す仲介者です。契約上の合意に向けて両当事者を説得する役回りを果たすことになります。この場合、あくまでも当事者が合意できることを前提としています。裏返せば、合意できない状況、つまり紛争状況では調査士稼業は務まらない、ということでしょう。

法律の役割分担としても、紛争状態で活躍する職業人を別に用意しています。然るに、今回は敢えて火中の栗を拾いなさい、と命じられています。これは千載一遇の好機かも知れません。単純に調査

士の職業分野が広まったというに留まらず、質的变化をもたらす恐れが充分にあります。私的紛争という社会経済上の恒常的リスクの解決に寄与できることになれば、世間一般の見る眼は大いに変わってしまうでしょう。今までの調査士イメージは単なる測量技術者でありましたが、社会的リスクの解決に貢献できるとなれば、社会的認知度が一段と向上することは間違いありません。筆界調査委員の貢献もこの範疇に入れることができるでしょう。紛争解決システムの一員と認知されたことは、戦後司法制度の改革の拡がりの中で、〈筆界の専門家〉としての独立独歩の領域と実力が評価されたものでしょう。だが、手放しで喜んでいい筈はありません。この異質新規分野への進出は、われわれの職務に対する一層の研鑽を要求するものでしょう。筆界の専門性を深化させることはもとより、それに加えて「調停技法」というか、当事者との対話を通じた紛争解決手続の遵守について習熟する必要があります。このためには、手続法令を知らなければなりませんし、ある種ルール化された対話方法も訓練する必要があるでしょう。しかも利害反する当事者であることも忘れてはなりません。その他いろいろ学ぶことは多いでしょうが、何より一番大事なのは、専門性に裏打ちされた人間的教養をもって、

率直に当事者と対話することではないかと私には思われます。その中で失敗もあれば恥もかくでしょう。しかし、それが進歩に繋がるのではないのでしょうか。試行錯誤は避けられません。その過程こそが大切なのです。われわれの自己努力なしに、何の成果も生まれないのは世の道理です。

まあ、こんな独り言を書き列ねるのもこれくらいして、読者にはありふれたわがセンターの組織にも若干触れたいと思います。

2 センター組織のあらまし

(1) 各センターの制度設計としては、先進会の実例が多数報告されていますが、それらを拝見すると、受付→相談→調停の3段階のうち、受付→相談の段階で少しずつ色合いが違っています。〈センターわかやま〉の場合、受付時に調査士相談員による無料の「事前相談」を原則採用しています。これにより、センターに適合しない事案の振り分けを行っています。

従って、図式化すると、受付→[事前相談]→相談→調停。しかし、センター規則上は、事前相談をADR組織の範囲外とみなして受付の一部に押し込めています。

(2) 運営委員は、調査士5名・弁護士2名からなります。相談



員・調停員の選任は少し工夫して、両者を区別せずまとめて登録してもらい、事案により相談員に選任したり調停員になってもらいます。小規模会の人員有効利用策です。調査士 20 名・弁護士 10 名からなります。これら関係者の資格要件としては 5 年以上の会員歴・実務歴を要求しています。

- (3) 相談は調査士 1 名・弁護士 1 名で担当し、調停は調査士 2 名・弁護士 1 名で担当します。地域は和歌山県域とその関連地域に限定します。
- (4) 受付時間は平日午前 9 時から午後 5 時まで。事前相談日は毎月第 1 週・第 3 週の火曜日午前 10 時から午後 4 時の指定時間、相談は毎月第 2 週の木曜日午前 10 時から午後 4 時の指定時間とする予定です。調停は適宜開催します。
- (5) 費用は、一部地域性を考慮した以外は、大阪会に準じて決めました。調査士・弁護士日当も大阪会のものになりました。低廉な額に改められていたので助かりました。勿論、弁護士の先生方もボランティア活動の一つと割り切っていていただいている方々ばかりで、合意には何の懸念も要りませんでした。

- (6) 手続規定はかなり詳細です。前述しましたように、大阪会のものを大いに参考にさせていただきました。改定された日調連の模範例と認証取得済みの大阪会の規則集を左右に置き、換骨奪胎したものです。それでも、なお、認証に向かって不安な面があります。そのまま大阪会のとおり踏襲すればよかったのですが、変にヤル気を出してツギハギしたものですから、必要なものが欠落した恐れがあります。認証申請に際して、今後の修正が少ないことを祈るばかりです。

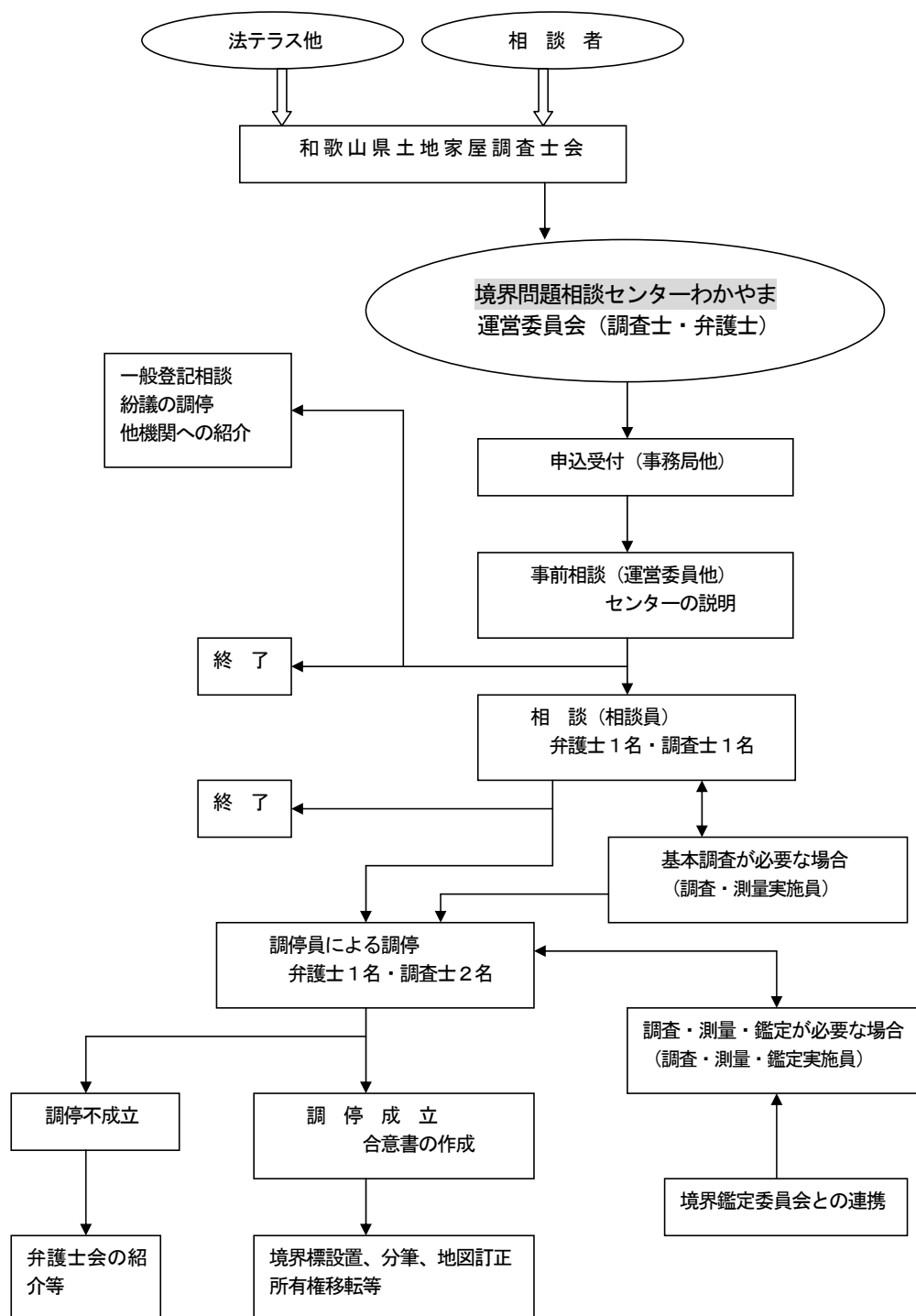
それはさておき、遅ればせながら、快く資料提供に応じてくれた大阪会・京都會を始めとする他会の皆様には感謝申し上げます。改めて御礼申し上げます。

3 最後のつぶやき

気になることを一つ最後に申し上げます。先進会の皆さんにお聞きしたいところです。代理人の問題です。ADR 法の適用上、代理人は弁護士ないし調査士と弁護士の組み合わせしか認められないこととなりますが、これは実際上不便ではないかという気がします。もし、われわれ調査士のもとに ADR に適する事案が持ち込ま

れたとき、どうすればよいのか。初めから弁護士さんに頼んだ方がいいというのでしょうか。筆界だけの問題であれば、調査士が代理人となれる筆界特定申請に行くことができるし、純粹に所有権の範疇であれば、弁護士さんに相談するだろうし、もし調査士に相談されても文句なく弁護士を紹介するでしょう。この両端の中間的な領域、すなわち筆界も絡むし所有権の問題も切り離しできない事案であれば、その処理方針を考えるに大いに悩む筈です。そして、現実に筆界を原因とする民事紛争は両者の問題点をはらんでいる場合が殆どではないかと思われます。この場合、調査士・弁護士の 2 者に共同して依頼できれば問題ないですが、先ず持って費用の点から二の足を踏むのではないですか。悩むのは調査士だけです。間口の段階で利便性が感じられないと段々制度を利用しなくなります。要するに、調査士から見れば、現行 ADR 制度の使い勝手はあまりよくないように思えます。手続の補佐人制度を利用すればいいと仰るかも知れない。そこで、先進会の皆さんにお聞きしたいのは、わたしが今取り上げた事由が原因となって、調査士仲間で制度の利用にマイナスとなっていることはないのだろうか、という点です。そういう影響が出ていないのでしょうか。わたしの杞憂であれば幸いです。

4 境界問題相談センターわかやまフローチャート図



カダストラル・スタディーズ

FIG報告(3)

テクニカルセッションとクロージングセレモニー

2008年6月14日から19日まで、スウェーデンのストックホルムにおいて、FIG（国際測量者連盟）第31回総会（31st General Assembly）および2008年作業週間（Working Week 2008）が開催されました。FIG報告第3回の今回は、テクニカルセッションとクロージングセレモニーの様子をお伝えしたいと思います。



展示ブースの様子

【テクニカルセッション】

16日の14:00-15:30、16:00-17:30、および、17-18日の11:00-12:30、14:00-15:30、16:00-17:30には、テクニカルセッションが行われました。各回とも複数のセッションが並行して行われ、合計71ものセッションがありました。土地家屋調査士業務とも関連の深い、「地籍と土地管理」をテーマとする第7委員会に関連しているテクニカルセッションとしては、次の24のセッションがありました。

- ・地籍情報管理
- ・地籍情報サービス
- ・土地整理（Land Consolidation）一事例研究
- ・持続可能な発展における土地行政の役割
- ・土地行政の手段
- ・デジタル土地行政
- ・湾岸地域の管理
- ・キャパシティ・ビルディング
- ・北欧諸国の土地登記の再編成
- ・土地の強制収用
- ・持続可能性および持続可能な資源の利用の促進における測量専門家の役割
- ・土地行政—ヨーロッパの経験
- ・リモートセンシングと画像の応用
- ・3D地籍
- ・土地行政の事例研究 I
- ・土地行政のよい統治（Good Governance）
- ・土地行政政策と制度

- ・非公式定住—課題の処理
- ・土地占有形態（Land Tenure）の行政
- ・地籍情報—事例研究
- ・非公式定住—回避のメカニズム
- ・空間計画・再生問題—事例研究
- ・土地整理
- ・土地行政の事例研究 II

各セッションで発表された論文については、ウェブ（www.fig.net/fig2008/）で入手可能ですが、そのうちのいくつかについては、会報10月号・11月号の「FIG論文紹介」のコーナーでご紹介したいと思います。

また、16-17日には、FIGとUN-Habitat（国連人間居住計画）の共催セミナー「革新的融資によるスラム状態の改善（Improving Slum Conditions through Innovative Financing）」も同時開催されました。セミナーには、次の3つのセッションがあり、第7委員会はいずれにも関連していました。

- ・土地行政と所有権—基本的・基礎的構造に達するには？
- ・土地利用管理と所有権に関する対話—南アフリカ・東アフリカ／アジア／西アフリカ／中欧・東欧のためのロードマップを描く
- ・融資を機能させるための革新的な制度を施行する

【展示ブース】

16-18日には、市会議場のホールにおいて、展示も行われていました。ノルウェーのBLOM、オランダのBentley、Fugro、スウェーデンのLantmateriet、Swedesurvey、米国の

ESRI、Trimble、スイスのLeicaによる技術系展示と、FIG（本部）、FIG 2009 EILAT（イスラエル主催者）、FIG 2010 SYDNEY（オーストラリア主催者）、SLF（スウェーデン公認測量士協会）による案内展示がありました。FIG 2009 EILATのブースではイスラエルの天然石ペンダントを、FIG 2010 SYDNEY ではコアラのグッズを訪問者に配布していました。

【クロージングセレモニー】

19日の15:00より、クロージングセレモニーが行われました。今会議の組織委員会委員長 Svante Asterno 氏による簡単な挨拶の後、FIG 総裁 Stig Enemark 教授より閉会の辞が述べられました。

まずは、会議の全日程に参加できなかった参加者にも会議の全容がわかるように、今会議の概要（趣旨や参加状況）のほか、オープニングセレモニーにおける UN-Habitat 常任理事 Anna Tibaijuka 博士の基調講演、プレナリーセッション I におけるスウェーデン環境大臣 Andreas Carlgren 氏およびアフガニスタンの Institute of State Effectiveness 議長 Ashraf Ghani 博士の講演の要旨が述べられました（講演内容については会報 8 月号・9 月号に掲載済み）。続いて、UN-Habitat との共催セミナーからの議題として、(1) 貧困者に適した付加的アプローチ・集団的アプローチ・土地市場を確立すること、(2) 長期的な視点で捉え、次世代の土地専門家のために、現場で活動している人々の経験を活かすこと、(3) 他分野にわたる専門的な問題を議論し、他の専門集団と一緒に働ける、土地専門家の若手チームを育成することが必要であるということが述べられました。また、貧困者に権限をもたすためにグローバル化を活かし、FIG は国際 NGO として土地管理におけるグローバルパートナーシップを国連機関と築き、MDG（ミレニアム開発目標）や UN-Habitat の GLTN に関する議題に大いに尽力していると述べられました。

次に、FIG および土地・測量専門家はどうかについて、次のように述べられました。MDG の達成、すなわち、万民のための発展・安全・人権をめざして貢献するということは、新世紀の難題である気候変動・食糧不足・エネルギー枯渇・都市発展・環境破壊・自然災害を克服することであり、これらすべての問題は土地の統治と管理に関連している。ゆえに、土地の統治と管理に深く関わる土地・測量専門家の役割として、将来変化を予測する高度な測地学モデル、管理・実行を支える最新の測量・地図作成手法、自然・人工環境に関する意思決定を支持する空間データ基盤、安全な占有形態（tenure）制度、持続可能な土地評価・土地利用管理・土地開発の制度、透明性の高いよい統治制度を確立することが求められている。また、土地・測量専門家は、調停者・仲介者・解説者であり、緊急事態管理者・計画者・開発者・保険業者・農業者・建設業者・環境工学者・海岸管理者・地方自治体・民族政府・国際機関・学術会・専門家組織・民間部門・外交相手等、さまざまな顧客の話を聞き、一緒に取り組んでいく必要がある。380 年前にスウェーデンで地籍が作られたとき



クロージングセレモニー～ FIG 総裁による閉会の辞

には土地情報は機密事項であり、130 年前に FIG が創設された時点でも地図に対する市民の関心はまだなく、スウェーデンで測量組織が創設された 100 年前頃から地図に対する市民の関心が大きくなり、現在では土地情報はグローバルデータソースであり、空間データを市民が入手し利用できるようになった。今後、地図や土地情報はもっと進化してゆくであろう。重要なのは、(1) 我々は次世代の土地専門家を結集しなければならない、(2) 我々は土地（land）・不動産所有（property ownership）・占有形態（tenure）の世界的不平等を解決するために、革新的で過渡的な解決策を開発し続けなければならない、(3) 我々は専門的な仲介者として役割を果たすことができる、(4) 我々はモニタリングを可能にし、持続可能な発展に向けた意思決定を支えるための、基礎をなすデータを提供している、(5) 地球の気候はかつてないほどに変動しており、危機にあるということを示している、(6) 土地統治と電子政府はますます重要になるであろう、(7) 土地専門家は専門家間の仲介者かつ解説者として、もっと成長しなければならないということである。

閉会の辞の後、会議の開催に尽力した人々に記念品の贈呈が行われ、オープニングセレモニーの際に録音された Royal Guards プラスバンドの演奏による FIG ファンファーレを聴いて閉会となりました。

なお、16:30 より、簡単な立食式のフェアウェルレセプションが行われ、参加者たちは今会議中に会った人々に別れを告げ、三々五々帰っていきました。

【雑感】

16-18 日には、参加者全員に昼食が提供されました。テクニカルセッションの間は、並行していくつものセッションが行われるため、一箇所に大勢が集まることはありませんが、昼食時には全員が一堂に会するため、相当な混雑です。でも、この昼食会場も貴重な交流の場になります。たとえば、ベトナムの環境資源省の職員から、ベトナムでも土地管理は環境資源省の管轄になったという話を聞いたり、インドネシアの大学の研究員から、環境工学部測量地籍学科というのがあることを聞いたり…。また、東南アジアからスウェーデン王立工科大に留学している学生も多く、彼らによると、北欧は測量や地籍の教育が充実しており、授業も英語で行われ、しかも安全で暮らしやすいので最高なのだそうです。

ちなみに、昼食のメニューは、16日がハンバーグ・ゆでポテト・パン・水、17日が魚・マッシュポテト・パン・水、18日がローストビーフ・ゆでポテト・パン・水という質素なものだったため、休憩時間には近くのベンダーでホットドッグなど（お気に入りには Stockholmer）を買って食べていたりしていました。会議場内でも、休憩のたびにケーキ菓子（毎回異なる種類）・コーヒー・紅茶が提供されましたが、ケーキ菓子はかなり甘かったです…。

次回11月号は、ソーシャルツアーの様子をお伝えしたいと思います。



昼食会場

FIG 論文紹介コーナー I

テクニカルセッション「TS3B-The Role of Land Administration in Sustainable Development（持続可能な発展における土地行政の役割）」において発表された論文から、次の2編についてご紹介したいと思います。

○Land Administration and Sustainable Development-Report of the FIG Commission 7 Workshop Held in Quebec City（土地行政と持続可能な発展—ケベック市にて開催されたFIG第7委員会ワークショップの報告）by Mr. Daniel Roberge and Mr. Soren Frauerholm Christensen

この10年間で、土地行政、地籍制度、よい統治の必要性が増大し、世界銀行、FAO、UN-Habitat や FIG などの国際組織は、この種の持続可能な発展のための基盤の重要性を理解してもらおうと一役買ってきた。これらの組織は、国連ミレニアム開発目標（MDG）と、貧困削減や経済発展における土地行政の重要性を全会一致で支持し、土地行政に関する問題に取り組むために、多くのワークショップ、専門家会議、協議を開催してきた。その結果、貧困削減や経済発展に寄与するためには、土地へのアクセスと権利の登記を促進すべきであるという共通の目的が浮かび上がってきた。国際的な地理団体は、MDG 達成における役割を明確にし、大きく貢献できる分野を明示すべきである。土地占有形態の保証、貧困者のための土地管理、土地行政におけるよい統治といった問題は、すべて目標を達成する過程で推奨すべき重要な課題であり、容量査定・組織開発・人材育成などの対策、南北協調、パートナーシップは、すべて重要な手段である。FIG は、MDG の達成に貢献するための努力を統合する上で、世界銀行、UN-Habitat、FAO などの国際機関と緊密に協力し続けなければならない。

土地行政に関するケベック・ワークショップは、GeoConference Quebec 2007（地理会議 ケベック 2007）の会議前イベントとして、FIG 第7委員会が Federation

des geometres francophones (FGF) と連携して開催した。このワークショップの目的は、上述された提言に取り組み、第8ミレニアム目標に貢献するための具体的な行動を提案することであった。ワークショップには、22カ国から50名の参加があり、参加者は、主に、土地行政や地籍に責任がある役人、土地測量専門家、地理数学者、法律専門家、協力プロジェクトに関わる学者や学生だった。ワークショップでは、まず、第1セッションとして、UN-Habitat、世界銀行、FIG のメンバーから、国際機関の見解が発表された。続いて、第2セッションでは、スリランカ、カメルーン、モロッコ、ペルーからの参加者が、自国の土地行政について発表した。その後、参加者たちは小さなグループに分かれ、国際機関は、グローバルパートナーシップを築き、安全な土地占有形態を整備し、自然災害後の再建・再定住の要求に応え、キャパシティ・ビルディングを展開させる上で、どのような支援ができるかについて議論した。

土地行政と持続可能な発展に関する FIG/FGF ケベック・ワークショップは、20カ国以上から50名の参加があったという点で大成功であった。しかし、真の成功は、参加者の半数が途上国および新興国からの参加であり、アフリカ、アジア、南米の15カ国から参加できたということである。ワークショップの目的の一つは、途上国から来た人々の要求を聞くことであった。疑いなく、それは達成され、しかも建設的で興味深いものであった。この実り多いワークショップの結果は、FGF にとっても FIG にとっても有用であり、その後の作業計画に影響を与えることは確実だ。

○Land Management Opportunities for Sustainable Development Provided by the Cadastre 2014 Approach（Cadastre 2014 アプローチによる持続可能な発展のための土地行政の好機）by Mr. Juerg Kaufmann

境界とは、物理的または抽象的領域の分界線であり、異なる領域、社会、司法区、集団、自然人、法人に属する区域を分けたり、何かが許される／禁止される区域

に印をつけたり、独自の条件が存在する領域の輪郭を描いたりする、つまり、条件が変わる場の線である。境界は、我々の日常生活において最も重要なものであり、境界なしには社会的生活を送ることは不可能であろう。『Cadastre 2014』では、6つの根本的な声明が重要なメッセージを生み出しており、これらの声明は、さまざまな司法区において、その全部または一部が導入されている。地籍の設置や革新により、ほとんどの国において、地籍制度の図式部分と登記部分の分離は克服され、モデリング面が重要な課題となりつつあるが、Cadastre 2014の重要な課題は、通常は憲法に定められている所有権の制限の文書化に関する第1声明であり、この第1声明は境界概念に基づいている。第1声明については、多くの国ではまだ実施されていないが、唯一、スイスにおいては、地理情報法の枠組みの中で Cadastre on Public-right Restrictions（国民の権利の制限に関する地籍）が導入されることになっている。この拡大地籍は、建設、交通設備、土地利用計画、環境・遺跡保護、防災などに関する他の法律によって規定される法的土地目的物を含む。さて、第1声明の実施が進まない理由のひとつとして、Cadastre 2014の基礎にある境界概念が多くの専門家に理解されていないことが考えられる。境界概念は、通常、伝統的な地籍制度において、正当な土地権利者の権利の空間を特定するために適用される。境界特定および測量作業前の隣接所有者等の立会いのもとでのマーキングは、地籍専門家のよく知るところであり、地籍制度の設立・維持において、地籍測量のもっとも重要な手続きである。しかし、正当な権利者との対応に必要な努力を恐れ、境界特定にあいまいな手続きがとられることがしばしばある。それどころか、しばしば効果のない「国民の意識を高めるキャンペーン」に多額の金銭が費やされることもある。また、IT環境においては、区画面積は計算結果であり、もはや許容誤差すらないという事実も、境界概念の重要な効果であるが、多くの専門家はそのことについて気づいておらず、面積問題に労力を注ぎすぎている。境界に同意したならば、結果として生じる面積やその変化を受け入れなければならないということを、我々は人々

に説明しなければならない。この境界概念は、公法の取り決めによって生じる所有権の制限についても有効であるが、制限領域の境界を特定するのは社会全体であるという点で、私法の場合とは異なる。

境界概念は、土地管理の基本ツールである。(1)土地の整理統合（Land Consolidation）は、土地管理の典型的な課題であり、土地の権利および制限に関する包括的な文書化によって、はるかに効果的になるであろうし、土地の整理統合によって、より効果的な土地利用を可能にする新しい境界が作り出される。(2)土地利用計画は、土地所有権の強制的な再整理なしには実施できないことが、これまでの経験から示されており、土地利用に関する紛争は、憲法や個別の法的枠組みで与えられる保証を考慮した上で、新しい境界による土地権利の再配分という手法によって解決し得る。(3)環境保護については、土地利用と保護を最適化するために境界を変更し、土地所有者の不利を補うために土地管理手法を用いたほうが、対策を実施しやすい。(4)伝統的な土地権利の管理、すなわち、先住民族の伝統的な土地権利が現代の所有権の配置と重複している場合に伝統的な土地権利や重要な場所を保護することは、境界の再配置による権利の補償や再配分といった土地管理手法によって可能となる。(5)領域紛争解決、すなわち、人および／または資源に影響を与える領域紛争を解決する際には、土地管理の境界再配置手法と結びついた公平な補償の原則が解決策を見出す助けとなり得る。(6)民族紛争解決は、民族団体の民主的決定に従って州や区域の境界を再配置するという土地管理手法の助けによって可能となるもので、境界管理が役立つと思われる事例がもっとたくさんある。

土地に関して実際に存在する法的状況を、Cadastre 2014で提案されているように、境界概念に基づいて包括的に文書化することは、さまざまな地域における土地管理の強力な基礎を築くことになるだろう。人間社会の社会問題や環境問題を解決するために、土地管理活動を展開・実施することは、FIGを組織している測量家たちの課題となるであろう。

法第 25 条第 2 項 『地域の慣習』資料収集について

山形県土地家屋調査士会法第 25 条 2 項委員会委員長 奥山 仙次

1. 資料の調査・収集について

平成 16 年 8 月 24 日付日調連発第 140 号調査依頼を受け、当会においても委員会を組織し、資料の調査・収集に着手することとなりましたが、いざ動いてみるとその容易ならざる事が直ぐに判明しました。

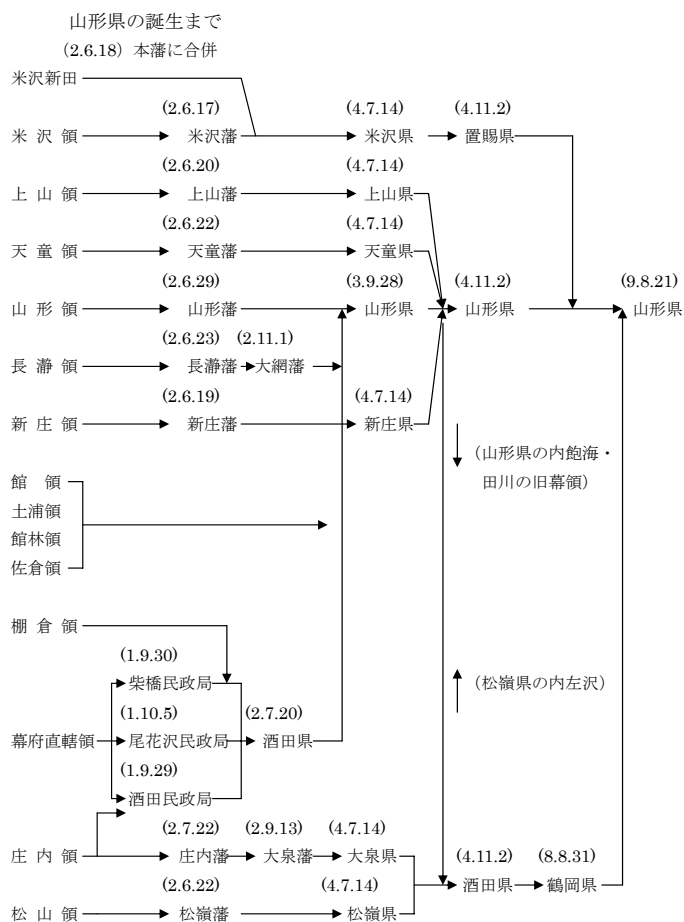
主に山形県立図書館に保管されている山形県から発出された「山形県布達」等の一部が所蔵されていないことが明らかになり、それも丁度明治 6 年 7 月 28 日太政官布告第 272 号の地租改正条例等の公布を挟む時期の以前及び以後を含めた約 10 年分がないことが分かり、山形県史の年表や他の文献からそれが本来なら存在したであろうことを知ることになりました。

明治 44 年に山形市では「市北大火」によって市の北半分のほとんど全ての人家が焼失するという惨禍に見舞われましたが、その際、県庁も例外ではなくそこに保管されていた布達等の書類も焼け、地図・台帳制度の沿革の調査に当たった当委員会にとって最初から相当な痛手ではありました。

資料の調査・収集については、山形地方法務局長から、各支局・出張所及び各市町村長・各市町村教育長に対して、調査士会員の資料調査・収集につき御協力を願う旨の依頼文書を発出していただき、調査に入りましたが、何せ約 130 年前のこと故、各市町村役場に保管されていることは通常考えられず、かなり昔に廃棄されたとか、博物館等に寄贈したとかで応答は決して芳しいものではありませんでした。嗚呼!! 明治は遠くなりにつれ。

県立図書館の調査から山形県、旧置賜県、旧鶴岡県の府県地租改正紀要のガリ版刷りの文書を見つけたときは意中の宝を発見したと喜んだ訳でしたが、これが明治 15 年 2 月の大蔵卿松方正義の「地租改正報告書」の一部で日調連が発行した土地境界基本

実務Ⅲにそのまま収録されていることが分かったのは、お恥ずかしい話ですが若干後のことでした。明治 15 年の報告書において何故、山形県が 3 県として報告されているかといえば、明治 9 年の統一山形県の成立を見るまでの山形県の歴史は以下のとおりであり、地租改正がその緒についた明治 6 年当時は 3 県に分立しており、改租事業のやり方が異なっており統一後においても従前の各県の方法を踏襲しているからです。



次に、上記 3 県の現在の支部の調査結果として提出された報告の一部を紹介します。

2. 支部からの報告

①「公図の生い立ち」

新庄支部

一回目の改組

江戸時代あるいはそれよりも以前から、農民が管理してきたその土地の区画は、それなりの意味を持って近代に引き継がれてきた。土地とはその上で生活を営んで、どんな制度でそれを評価したかは別にして、現実には先に土地があってそれが現在に引き継がれてきている。

幕藩時代は土地に対する抽象的絶対的包括的支配権はなく、所持権・支配進退権があった。所持地に新しく私的土地所有権を設定する。

所持地に一筆毎の地価を定め地租を課す

明治5年2月15日

太政官布告第50号（地所永代売買の禁解除）

四民に土地の所有を許し、売買の自由を認めた、
壬申地券の公布

明治6年1月17日

地所質入書入規則—石高廃止、段別採用

明治6年7月28日

太政官布告第272号「地租改正条例」

地租改正施行規則、地方官心得

地租改正事業に着手 明治14年頃まで→地押と丈量

*地券の発行 1地1地券 地券台帳（検地帳にもとづく）

*地引絵図の作成（改組図、字限図）

一筆限図→一字限図→一村限図

*地価の算出 地租は地価の3/100、豊凶にかかわらず増減租しない やがては1/100にする

明治10年に2.5/100になる（減租運動）

過程（全国）

1 壬申地券公布から地租改正法公布前まで（土地の売買価格を基礎に地価を決定）

2 改正法公布から明治8年まで（一年の収穫をもとに一定率で換算して地価を決定）

3 明治8年7月8日地租改正条例細目（村位、地位の査定を中心に地価を決定）

同時に地籍編纂事業はじまる（明治7年12月28日地籍編集調査の達）

山形県

村位、地位が決まることは収穫量が村、一筆ごとに決まる。→配分する実際の地価算定となる収穫量は実収穫量ではない。

地租の賦課対象となる地価は、実態に即さない収穫量に代価（明治3～7年までの平均）をかけて収穫額を出し、これから種籾、肥料代、村費を引き利子率で割る。

このようにして田、畑、宅地に8年度から地券交付、地租徴収→土地の所有権を保証地租納入を義務づけ（権利獲得の意義を理解できたか疑問）

人民は重税感、取立てはとても厳しい→減租運動
明治10年代の貧窮状況はすさまじい。

最上郡長朝比奈泰吉は原因は地租改正の不当性にある→地主化する

山林・原野

明治9年1月29日 地租改正事務局派出官心得書

明治9年3月10日 山林原野調査法細目等

地租改正事務局は旧来の入会慣行を認め、私的権利を保護（かつて草木栽培の労費をかけたことはなく、自然の草木を採取してきたものは、その地盤を所有してきたものではないので官有地とする）
御判紙場は当然民有地—払下げ申請すれば民有地に認められるはずだが、官吏は利用は認めるから官地にして無税にした方がよい—先見の明なし
軒先三寸まで官有地 と言わしめる。

第二の改組

明治17年3月15日

地租条例布告 地租改正条例の廃止

明治18年2月18日

大蔵大臣訓令第10号地押調査の件

明治18～22年

再度の地押調査 全ての土地をしたわけではない
地価修正を行い、田、畑、宅地の地租改正の不備を正す。

更正地図（地押調査図）の作成→公図

明治19年 登記法制定

明治22年 地券廃止法 土地台帳規則制定

更正図は台帳の附属図面となる

明治26年 収税署設置—台帳事務の所管

明治32年2月

不登法制定 土地の区画制度は、地券制度→土地

台帳制度になってきた。

昭和 25 年 7 月

土地台帳法、家屋台帳法の改正—台帳を法務省に移管
土地家屋の税は地方税として固定資産税に
台帳は徴税から地籍のための台帳に
図面も徴税から地籍のためのものに

昭和 35 年

台帳登記簿の一元化

平成 5 年

公図を地図に準ずる図面として、法的根拠を与える

公図の特性

- * 公図のほかに資料がない
- * 筆界特定機能はなし
- * 現実取引に一定の信頼を得、役割を果たしてきた
- * 登記簿と異なり権利関係の登録公示を目的とするものでなく、事実状態の把握を目的とする
- * いかに精度が高くてもその位置、地積、境界についての形成的効力はなし、現況優先
- * 証明力は公図のみで生ずるというのではなく、作成の歴史的プロセス、現況との符合の度合い、その他の物的人的証拠との関連において、その強弱は決まる

土地の沿革の調査の重大さ

どのような約束事にもとづいて地番が設定されたか！
どのような約束事にもとづいて図面が作られたか！
この図面はどのような目的のもとに使用されてきたか！
地番—地押調査の順序を表す（歩いて順番）→地番
順考察

所有者が違う→所有者別考察

地目が違う→地目別考察

並び具合は地形上の変化点になることもある
枝番は付けないのが原則

小字—明治 21 年市制・町村制公布により同 22 年に少し整理されたが、地形地物との関連で付けられたものでそれなりの意味がある→小字別考察

破線で表示されている水路は民有地

地種ごとの配色 赤—道、薄茶色—畑、水色—水路、
薄い赤—宅地、灰色—堤、黄緑—
山林・原野、黄色—田

②「酒田市地租改正経緯」

酒田支部

一、地租制度の沿革

明治初年

各藩各領で異なる土地制度、地租制度の改正、
一律金納地租に統一

明治 4 年 田畑勝手作り許可

明治 5 年 田畑永代売買禁止の解除、地券の発行

明治 6 年 7 月 28 日

地租改正条例を公布

地租改正条例 施行規則 地方官心得書

1. 旧来田畑貢納法廃止

2. 地券調査が済み次第地価の百分の三を地租とする

3. 官庁、郡村入費は地価割りとし、その額は地租の三分の一を超過しない

明治 7 年 5 月 12 日

地租改正の年より 5 年間は地価を据え置く

地券朱色で裏書きする

明治 13 年 5 月 20 日

太政官布告第 5 号により、18 年まで地価を据え置く

明治 17 年 3 月 15 日

太政官布告第 7 号 地租条例制定

地租改正条例及び地租改正に関する条規等の廃止

明治 22 年 11 月 29 日

同年 3 月の土地台帳規則に対応する改正

「開墾」「鋤下年季」の延長

地目変更に伴う地価修正規定変更

二、鶴岡県の地租改正

明治 7 年 12 月

幕藩時代から、土地の検地は重税に繋がり、人民の大きな抵抗として酒田にワッパ騒動が発生、三島通庸が酒田県令として赴任し、鎮圧に奔走した。

明治 8 年 8 月 4 日

明治 6 年の地租改正に沿って改租事業着手県令が布達

明治 8 年 8 月 30 日

地租改正事業は明治 9 年末をもって完了を布達
(太政大臣)

明治 8 年 8 月 31 日

酒田県を廃止、鶴岡県を設置、県庁を鶴岡旧致道

館に移転

明治8年9月15日

鶴岡県三島県令各区戸長に土地の持ち主に現在の反別を実地丈量し、面積を各々畝杭を立てて記載する命を下す

明治8年10月

三島県令（鶴岡県）人民心得書を布達 地価算定収穫高を基準に地租改正

明治8年12月～9年5月

「地引」（実地丈量）が進展した
「地引帳」の作成、鶴岡県へ提出

明治9年4月25日

役人による実地検査（地押様歩）行われる

三、地押丈量の概況

1. 地番を字毎に通し番号、丈量は人民によって精密に行う
2. 地図は字毎と村毎二種類作成し、字限図は一筆毎の地形を描き地目と番号を記入し、一村限図は字毎の地形を模写し番号と地名を記載した
3. 測量方法は一般に十字器を用いるべく布達人民便宜により分間略器を用いた
4. 官吏の検査は実施の状況により十字法又は三斜法を用いた

四、地租改正時の測量・調査の方法

1. 地押丈量

過去の不正丈量と人民の大きな抵抗が予想され、明治政府は、「地押丈量」人民の手で行わせ、政府は何カ所か検査するだけ、人民の測量結果をそのまま認めた「地押」とは、土地の重複や脱落がないよう一筆毎に押さえながら調査する手続きです。

2. 調査方法

「地引帳」（丈量帳、反別帳、野帳）に字・番号・反別・地主等地番順に明記

3. 求積表示

一間を六尺、六尺平方を一步（坪）30歩を一畝10畝を一反とした

4. 辺長の表示

一間は六尺一分は六寸一里は六分（0.6寸）

③「地図(公図・準地図)の作成経緯」米沢支部

第1はじめに

1. 地租改正事業：物納から金納へ

- ・金納定率の地租制度：地価を課税標準
- ・価額算定のための「検地」の必要性

1 田方検見規則

明治3年7月欠日 大蔵省達第505号

検地は、反対が多く直ちに実施できない→3年乃至5年間は検見による。

* 検見（毛見）：その年米の収穫量を検査し、年貢額を定めること。

2 東京府下の市街地に沽券税の実施

ア 明治4年12月27日 太政官布告第682号
武家地・町地の称を廃止し、一般地券発行→地租上納

イ 地券発行地租収納：明治5年正月欠日

大蔵省（租税寮）無号達

府県へ：東京府下の無税地には、沽券税を賦課することとなったが、各府県の無税地にも賦課するようになる。

武家地・町地：地子免許←非課税

地子：屋敷地に対する宅地税

3 地所永代売買を許す

ア 明治5年2月15日 太政官布告第50号
地所永代売買の儀従来禁制→自由となった。

イ 明治5年2月24日 大蔵省達第25号
地所売買譲渡に付地券渡方規則

土地の真価の記載＝自主申告

←面積の広狭及び地位の善悪に拘らず、正味の地力

* 壬申地券：明治5年の十千十二支から

* 地券発行は、進まなかった。→廃止

2. 地租改正作業の開始

1 地租改正法令

ア 地租改正法：明治6年7月28日上諭

租税は、国の大事人民の休戚（喜びと悲しみ）に係るところであり、従前は、寛苛輕重（緩やか・厳しすぎる、軽い・重い）と全国ばらばらであった。→全国一律、公平平等にする。

*上諭：旧憲法下、法律・条約などを公布する際、天皇の裁可があったことを示すために冒頭に付した語。

イ 地租改正条例：明治6年7月28日
太政官布告第272号

ウ 地租改正施行規則：明治6年7月28日
大蔵省事務総裁達

エ 地方官心得書：明治6年7月28日
大蔵省事務総裁達

*①旧来田畑貢納の法は全て廃止、
②地券調査相済次第土地の代価に随い100分のをもって地租と定める。

2 地租改正作業の結果

明治15年2月

地租改正報告

太政大臣 三条実美殿 参議大蔵卿 松方正義

ア 第3款：検地

初め必ず先ず地積の精確を求めることを主要とした。

イ 第3款第1項：地押調査

- I 「土地の重複若しくは脱落なきを要するため当初にこれを施行するもの」
- II 方法は、人民自ら「小村は一村通し番・大村は各字限り一地一筆毎にこれに番号を附し」
- III その後、「十字法又は三斜法を以ってその歩積を量り」
- IV さらに「畝杭を建て字・番号・地目・反別・地主姓名等渾てこれを明記し」
- V また、「其の番号地順に随い一筆毎の形状を見取図に製しこれを連合して一字限り及び一村限図を製し地引帳と共にこれを管轄庁に提出させ」
- VI しかる後、官吏がその村に赴き、「地主は勿論本村総代人等を会集」して
- VII 「その畝杭とその地引図とを照合し地番の重複脱落な巻を確認」した
- VIII 丈量検査
官吏が実地に臨み「その積を求めて畝歩を算定し、人民から提出の反別と比照（比較）し」←VIと同じように立会させた。

①田・畑：1反歩につき10歩の誤差は認めた。

②市街宅地：一町の周囲を測量しその総積と毎地

を丈量しその地積を合算し、100坪につき2坪の誤差は認めた、

- ③山林原野：耕宅地と同様であるが、広くて数町里にわたるもの、人が踏み入っていないもの
→十字法又は三斜法では不向きなので、回り分見を以ってその総積を求め足り又深山幽谷に至っては足量等を用い又四至の界限と目標とを定めその経界を正しその歩積を査定せり。

ウ 土地所有の処分：同報告第2款第2項

土地所有の処分は人民をして各その持地を書き出させ村吏をして更に実地に臨み四隣地主を会して官民地の別なく一筆毎にその所有を検し検地帳地引帳その他村吏に伝えたる公の記録売買質入の公証等に照合し更に丈量を加え方積を記入してこれを出させ、しかる後、官吏これを点検しその所有明瞭なる者は直ちにその所有を認め……………

第2 地図更正の件

1. 町村地図調整式及び更正手続：更正図→公図

明治20年6月20日 大蔵大臣内訓第3890号

地租改正の際に調整した町村図は、各地方の便宜に任せ、技術不慣熟なる人民の手に成りしものなるが故に、「概ね一筆の広狭形状等実地に適合せず、或は脱漏重複、又は位置を転倒するなど不完備を免れざるもの多くある。しかも、地租改正後10余年間地目の異動にもかかわらず、地図は改正を加えていない、実地と齟齬するものが多く、地図としての用をなさなくなっている。地図は、各町村の実況を詳らかにするものであり、地租の調査には勿論土地百般の徴証に必要なものである。」

2. 置賜地方の地図作成の経緯

1 改組図の作成

ア 着手時期 明治6年から同7年

イ 事業完了 明治8年から同12年

2 更正図の作成

ア 着手時期 明治21年から同30年

イ 事業完了 大正6年から同7年

高島町：着手年月日が早い←天領（幕府の直轄領、郡代・代官の配置）。

3. 人民意得書の頒布（白鷹町史1004P以下）

*滝野村文書→確認できなかったが、中央の指示方式と相違は無かったものと考えます。

明治7年8月 置賜県 権令関義臣

全文 29 条

第1条 地租改正の儀は不容易事業に付、茲に關係するの初めに掛り官の教示を受け、而る後1筆限り現歩を丈量し、雛形の如く絵図を制し、卒業の上掛官員へ差出す可

第2条以下：土地把握について様々な基準と法方を記したもの

* 図面認方心得

- 1 一間は6尺竿を以て1歩とす
- 1 図面には一間を一分に縮むること
- 1 道筋 朱引
- 1 海池川…藍引
- 1 田畑並借住宅地 白地
- 1 家形<比印赤
- 1 草原藪林 萌黄 等々

最後(第29条?)地図帳簿雛形及意得書等相渡候、銘々注意速に着手成業を期すべきこと

但一村にても卒業の上絵図帳簿差出候はば、掛官員実地検査致し其調方適當なる時は之を可とし、各区取調済の上は新税速やかに施行の儀、大蔵省え伺出べき筈に其意を得べし

第3 土地台帳規則：明治22年3月22日勅令第39号

1. 地租に関する事項を登録した
2. 所管庁
 - 1 市の台帳：府県
 - 2 町村の台帳：郡役所
3. 登記との関連
 - 1 登記法：明治19年8月11日法律第1号
 - 2 所有権移転および質入の登記後10日以内に通知すべき

第4条 土地台帳法：昭和22年3月31日法律第30号

1. 所管庁：税務署
2. 地租・家屋税等：府県税

地租・家屋税の課税標準たる賃貸価格の均衡適正を図るとともに、土地及び家屋の状況を国において把握するため、税務署に土地台帳及び家屋台帳を備え、土地及び家屋に関し必要な事務の登録を行なう
3. 土地台帳法施行細則：昭和25年7月31日法務附令第88号

細則第2条：登記所には、土地台帳の外に、地図を備える。

(土地台帳法施行令：昭和25年7月31日政令第246号)

4. 登記所への移管

昭和24年5月、シャウブ税制使節団の来日、勧告

- 1 県税から市町村税：固定資産税
- 2 施行：地方税法の施行の日(昭和25年8月1日)

5. 不動産登記法の変遷

1 旧不動産登記法：明治32年2月24日法律第24号

* 昭和35年改正：登記簿・台帳の一元化
表示登記制度の創設：第17条地図

2 不動産登記法の制定：平成16年6月18日第123号

* 地図：第14条に規定された。

3. まとめにかえて

明治維新政府は、江戸時代における幕府や諸藩の財政が、農民を封建的に田畑へ固定化し、主としてそこからの収穫(＝石高)に課する年貢、それも物納によって維持されてきたこととは対照的に、主に安定的財源確保を目的として地租改正を実施した。それは、当時税収のほとんどを占めていた地租の担い手である農民に抵抗感がある上からの「検地」を巧妙に避ける形で農民自らの手による土地の測量と地価の評定作業を中心として明治5年の壬申地券の発行、同6年の地租改正条例の公布、明治18年の地図更正の件等の紆余曲折を経て明治22年頃ようやく一応の完成をみた一大事業であった。上記松方大蔵卿の「地租改正報告書」や福島正夫の『地租改正の研究』の記述に詳しいが、当時の中央政府の担当部署である地租改正事務局(大蔵省と内務省の共管)と現場で農民の圧力を受ける地方官である県令とのやりとりは大変興味深いものがある。

このような先達の血と汗の結晶である明治の土地台帳附属地図のルーツを探る調査及び史料収集であったが様々な収穫(別添「会報やまがた平成18年1月第151号」参照のこと)を得て完了しましたことを報告して終わりたいと思う。



『法25条2項委員会活動中間報告』

法25条2項委員会副委員長

山形支部 渡 邊 寛

会員の皆さんは、上記委員会のことをご存じでしょうか。平成14年の土地家屋調査士法の改正により同法25条（研修）の2項に調査士の責務として、「業務を行う地域における土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習その他調査士の業務についての知識を深めること」が謳われています。それを受け、日調連は平成16年8月、全国の各単位会に「地域の慣習」に関わる地図等の歴史的資料類並びに慣習等の調査をすることに関して平成18年度までの3か年計画での実施を委嘱したわけです。会によって名称は様々ですが、全国の単位会がそれぞれの地で同じ調査に当たっているわけで、そのことを考えただけで、この事業が調査士制度にとって意義深いことはお分かりいただけるのではないのでしょうか。また委員会として調査結果を発表（果たしてそれが可能かどうかを含めて）できる段階ではありませんが、途中経過の一端を「中間報告」として述べてみたいと思います。

当県会におきましても各支部から最低1人の委員を選出（また我が会が誇る岡崎孝之介初代会長を顧問としてお迎えし）していただいて、平成16年11月の第1回委員会を皮切りに数回の会議を重ねてきたところです。具体的な活動の内容は、旧土地台帳とその附属地図の成立の山縁となった明治6年から同20年代にかけて全国で行われた地租改正作業が当県においてどのような形で行われたのかを、



左端が高橋信敬先生

実際の資料によって検証する作業が中心となるわけです。

まず手始めに、県立図書館等にある書籍の該当箇所を複写したものや各地の素封家に直接委員が足を運んで貴重な資料を借り出しては複写をかけて収集したもの等を委員会の会議の席に持ち寄り、全員で資料の重要性の確認と調査全体の方向性を見極める作業を同時並行的に行っていかなければなりませんでした。決まりきった作業をすればこと足れりとはいかず、数回の会議を経て資料の収集の困難性と本事業の落とし所の予見不能性が次第に明確になってきました。

地租改正の当事者であった役所関係については、県庁や市町村等の保管資料の開示要請を地方法務局長名で依頼文書を発出してもらい、役所の担当課に資料の存否の有無の確認に当たることにしました。運が悪いことに、山形県庁は明治44年の山形市北大火によって建物自体が焼失し、その際県保管の書類のほ

とんどが運命を共にしたであろうこと、また市町村等の役所においても100年以上前の地租改正に関する記録を資料として現在まで保管している可能性は少し考えただけでも乏しいことは容易に想像できるわけです。我々委員の当初の意気込みとは裏腹に、大した収穫もなく手詰まり状態でした。3か年という期限を区切られた当委員会の性質上、期限内に何らかの結果を出さなければなりません。正直に申し上げて予定期間の折り返し点を過ぎた委員会の会議の雰囲気は先行きが見えず暗澹たるムードに包まれていました。

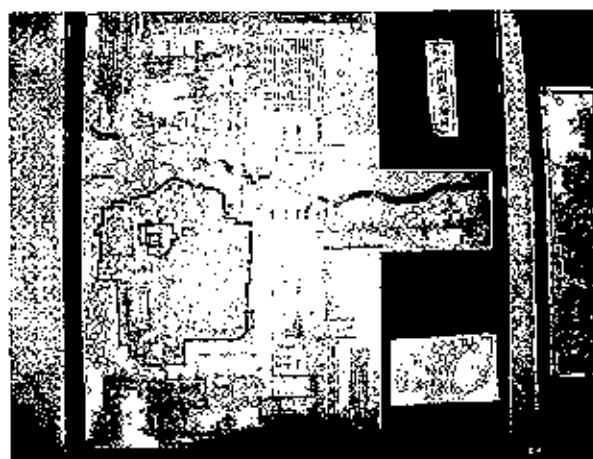
しかし、悲観ばかりしていても何も始まりません。このようなとき解決の糸口はひょんなところから見え始めてくるものです。山形の八文字屋書店において何気なく手にした『やまがた街角』という隔月刊の雑誌において山形市郷土館の高橋信敬先生が『地図で見る山形の歴史』という連載ものを担当されておられることを偶然にも初めて知りました。

先生は山形大学教育学部を卒業なされ、主に城下町山形の町割（都市計画）の研究をライフワークとされており、代表的な著作には

『最上時代山形城下絵図』（1974年詩趣会現在絶版中）がありますが、本連載においても山形57万石の最上義光公時代の地図とそれ以降の江戸から明治を経て大正昭和と各時代の地図を毎回紹介しながら現在の山形市の町割の因って来るところを400年以上前の最上時代に遡って跡付けようとしておられます。

12回目の第25号においては「昭和2年の山形市街図」が紹介されています。現在先生が勤めておられる市の郷土館（霞城公園内）に常時展示されているこの地図は縮尺3,000分の1で、縦150cm、横127cmの大判の1枚図であります。現在の山形市全域ではありませんが、いわゆる旧市内をカバーしており、そして何よりも大変珍しいと思われるのはこの大きさと筆界と地番を明示していることです。

最上義光公が築いた城下町山形の特徴としては、現在の霞城公園に相当する本丸と二の丸の外側に周囲延長6.5kmにも及ぶ三の丸（北日本では江戸城に次ぐ大きさでその東側半分が旧香澄町に当たる）のお堀をめぐらし、その中（城内）に500名を越す家臣団を配置する一方で、城外の羽州街道沿いには町人（商人や職人あるいは農民）を、さらにその外側に下級武士（例えば下条町や小白川町や文字通り鉄砲町の鉄砲衆は有名）を近郷近在から無償で土地を与え、なおかつ地子銭（土地の税金＝現在の固定資産税に相当）を免除して集住させて、全国的に見ても有数の一大城下町を形成しました。義光公以前の山形の人口はおおよそ5,000人程度にすぎない町だったものが義光公時代におよそ35,000人の当時としては名古屋、大阪、広島、仙台、金沢等の大都市と肩を並べるほどの都市に変貌したそうです。



「最上時代山形城下絵図」山形県博物館

その特色が昭和2年の地図においてもはっきりと見てとれるとのこと。『一軒前』と称する間口4間半から5間、奥行30間の屋敷（面積にして135坪から150坪）が整然と街道沿いに立ち並ぶ様は、その細長い屋敷割からよく『うなぎの寝床』と称されていますが、この町割が400年前から変わっていないのだという確信は、義光公時代のものと昭和2年並びに現在のものを並べて見れば一目瞭然です。それは一種の戦慄を覚える位です。

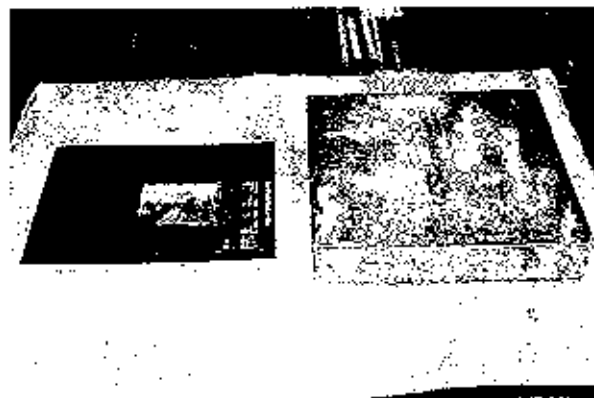
なお、昨年11月初めに奥山委員長と岡崎顧問と報告者の3人のメンバーで先生がおられる市郷土館を表敬訪問し、ごく親しく懇談させていただき今後の調査士会へのご協力とご指導を切にお願いした次第です。また、上記昭和2年の地図は白黒ですが、その2年後の昭和4年の地図もあり、こちらは残念ながら1枚図の完全形では保存されていませんでしたが、カラーで4枚を継ぎ合わせたものを学術研究のためとして快く貸し出させていただきました。原寸大のコピーを作成し会館に備え付けましたので、会館に立ち寄られた際には是非目を通されることをお勧めします。何時間見ても飽きがきませんから地図とは不思議なものです。（裏表紙に掲載）

上記の成果？に味を占めた当委員会は、昨年12月9日の委員会において室内の議論を取り止めにして、文翔館と山形大学附属博物館の探索に出ることを決意しました。

文翔館はご承知の様に、前記明治44年の市北大火で焼失した県庁を大正5年に再建したもので、昭和50年に現在の県庁舎が建築されるまで県庁舎として文字通り山形の中心に位

置していたわけです。昭和59年に国の重要文化財に指定され、同61年から平成7年にかけて修理工事が施され、以後「山形県郷土館＝文翔館」として県民に親しまれています。その3階展示室の一角に明治の初期にイザベラ・バードが『日本奥地紀行』の中で感嘆した菊地新学の写真や高橋由一画伯の『山形県庁の図』に見られる当時の三島統一山形県令が大胆に塗り替えた県庁へ通じる大通りの偉容を示す地図と出遭うことができました。ただし、当方が望んでいる資料としての文献は、残念ながらここではあまり期待できないようでした。

同日2番目に予告もなしに訪問した山形大学附属博物館は山形大学の図書館と併設されていますが、予想を遙かに超える収穫を得ることができました。失礼を承知で言わせてもらえば、その博物館という名前からはついつい考古学の対象となる化石等を連想してしまいがちで、確かにその方面の収集物も所狭しと陳列してありますが、それに限らず江戸から明治にかけての地図類が多数保管されているのを間近に見ることができたことは嬉しい誤算でした。それに加えて、多数（3万点とのこと）の近世地方文書を中心とする古文書



「三島県令道路改修記念帖」と「明治の記憶」

が整理・分類され目録付で保管されていることを教えていただき、厚かましくもその目録（全部で27号まである）の余分な冊子を頂戴して、次回の来所の際は予めチェックしたものを短時間で取りだしてもらおうことができるようにしていただきました。同館の館員である高橋加津美さんの話によりますと、山形県の近世の歴史の書物が発行されると結構同館の所蔵物からの引用が多いとのことでした。同館が誇る寶の一つとして、上木県令とも呼ばれた前記三島統一山形県令の県内の道路や隧道の工事実績を宣伝する目的で描かれたと思われる高橋由一画伯の手になる『三島県令道路改修記念画帖』があります。同館の創設50周年記念として、平成16年3月に発行された『明治の記憶』と題する本は、館員の高橋さんを中心として当時の画帖に描かれた県内

55箇所を実際に踏破し、その画と現在の写真を並記して解説を加えてまとめ上げた力作です。

その貴重で高価（非売品だそうです）そうな本を当日同行したメンバー全員が頂戴したことは望外の喜びで、同館と高橋さんをはじめとする館員の皆さんに深々とお礼を申し上げて、近いうちの再訪問の予告と写真撮影の許可をお願いして退出してきた次第です。

以上で当委員会の一員として報告者の主観を交えた中間報告を終わりたいと思いますが、最後に会員の皆様方には当委員会の趣旨をご理解下され資料収集（筆界に関する地域の歴史、各市町村の地租改正に関する資料等の収集）に対して絶大なる協力をお願い申し上げます。報告のペンを置きたいと思います。



LOOK NOW



土地家屋調査士法人の 使用人問題の検討始まる

平成 20 年 9 月 11 日、土地家屋調査士会館日調連会議室において土地家屋調査士法人の使用人問題を検討するため「土地家屋調査士法人に関する規定等検討委員会」第 1 回会合が開催された。同委員会は、松岡直武日調連会長、井畑正敏日調連研究所副所長、関根一三日調連総務部長、菅原浩明埼玉公嘱協会理事、林千年岐阜会会長の土地家屋調査士委員 6 名と、弁護士、清水湛日調連顧問、同、波光巖日調連顧問、立命館大学法科大学院教授安本典夫日調連顧問、早稲田大学大学院教授山野日章夫日調連顧問の有識者委員 4 名、事務局として横山一夫日調連副会長、瀬口潤二日調連専務理事、総務担当、中村邦夫日調連理事、同、

高山吉正日調連理事で構成され、土地家屋調査士法 22 条の 2 第 2 項第 4、5 号及び第 75 条などに規定されている土地家屋調査士使用人についての考え方と平成 20 年 8 月 25 日に認可された日調連会則に追加された使用人登録事務の遂行に関する要件を明らかにすることを目的に組成されたものである。ここ 2～3 年、土地家屋調査士法人が全国各地の土地家屋調査士を使用人として雇用し、使用人の現地における公共事業に応札・落札する事例が散見されるようになった。このような事態に対して、従来の日調連、単位会の会員に対する指導連絡事務体制が、十分に対応できない恐れがあり、また、公嘱協会と業務受注において競合す

るため、何らかの規制をする要望がある。これらの問題に対処するためには、調査士法人が範型としている合名会社という商業法人の使用人の在り方と一人一事務所の設置規定などがある一身専属の独占業務資格者の業務を行う上での必須要件との整合性などを詳細に検討する必要があることが明らかになった。日調連では、同委員において年内数回の会合を開催し、その結論をまって、この問題に関する平成 20 年 8 月 26 日付け富山会発連合会会長宛照会の回答を出したいとしている。なお、次回委員会開催は平成 20 年 10 月 2 日の予定である。

地理空間情報フォーラム2008

会場：パシフィコ横浜（神奈川県横浜市西区）

会期：2008年6月18日～20日

主催（社）日本測量協会 （社）全国測量設計業協会連合会

（中）日本測量機器工業会 （財）日本測量調査技術協会

日本土地家屋調査士会連合会担当企画の全体報告

昨年まで「全国測量技術大会」として開催されてきた事業が、今年から「地理空間情報フォーラム」と名称が一新されたこと背景には、2007年（昨年）8月に地理空間情報活用推進基本法（以下、「基本法」と記す）が施行されたことがあります。基本法には、電子データを国、地方自治体、民間等を含めた国家全体として利活用を推進する仕組み、電子データ（基盤地図情報等）の利活用をする新しい社会基盤に向けた取り組みの実現を目指した理念が定められているのです。新たな社会基盤構築に向けた仕組みには、周知のことではありませんが、身近なところでは、オンライン登記申請があり、登記済証（権利書）制度の廃止、新たに登記識別情報が導入され、官公署からの事業完了の際における電子納品等があります。

基本法で最も土地家屋調査士に重要なことは、IT社会に対応した私有財産制度のIT化に向けた対応ではないでしょうか。土地家屋調査士法第1条には、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する…と明記されています。つまり、それ故の電子データでの情報収集、情報管理、情報の利活用の考察と実践は“貢献”に他ならないと考えるし、それは必然でもあります。

本年は以下の発表会、パネルディスカッション、展示ブースに参加をして、土地家屋調査士の職能、測量技術を展開し、内外に向けた社会広報活動を実施しました。

今月号では、会報8月号、9月号と連載した結果のまとめとして当日の出口アンケートの結果をも掲載しました。なお、会員研究発表会での内容については、8月号と重複しない視点から内容を再度集約をし掲載をさせて頂きました。御了承のほど宜しくお願いします。

①表示登記制度研究発表会

『地籍情報の生産現場—登記測量の視点から—』

日時・場所：6月18日（水）午前10時～

アネックスホールF203・204

地籍情報（法務局登記所の登記簿／デジタル化された登記情報、地図情報等）として『表示登記制度』に負託する土地家屋調査士の立場から、情報の共通化、或いは効果的、効率的な維持、管理、利活用も踏まえて土地家屋調査士が関わる役割を考察し、資格者としての社会的責務を対外、対内に向けて幅広く発信を行った。



ここでは、別会場にて発表会後に研究内容をポスターに掲示しながら話し合う、ポスターセッション形式の説明がありましたのでその内容を掲載します。

発表内容

「土地境界情報管理組織を目指す基本戦略」

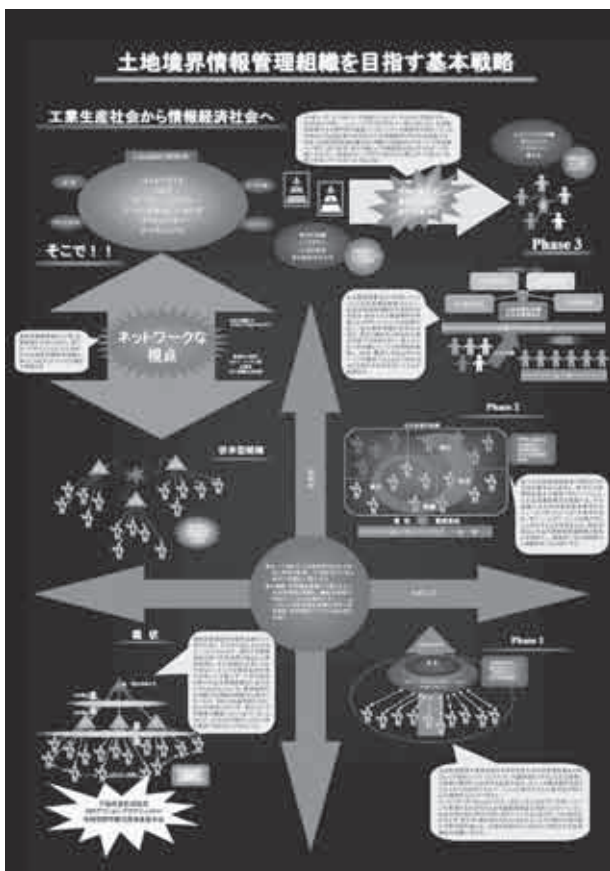
岐阜県土地家屋調査士会 今瀬 勉

インターネットがもたらした社会環境の変化、情報革命ともいえるべき大きな変革がわれわれに否応無しに押し寄せている。インターネットが登場してこの10年余りで既に大きな変化を社会にもたらし、ウェブが可能にしたコミュニティ、コラボレーションが社会に様々なパラダイムシフトを起こそうとしている。

そこで、土地家屋調査士をとりまく社会環境を分析しながら、新たなパラダイムともいえる今後の土地境界情報管理組織のありかたを考察していくのが本論分の趣旨である。

コンピューターとネットワーク接続したインターネットという極めてローコストなコラボレーション

インフラストラクチャーの出現により、土地家屋調査士が連携したコミュニティの実現性が高まっている。今日のような脱工業化時代を向かえ情報経済と呼ばれる社会では、今までの階層的組織の構造から頑健で普遍的なネットワーク型組織へと移行しなければ、変化の激しい社会環境に適応するスピードが間に合わない。戦略的にトップダウン指向からボトムアップ指向への移行を図っていくべきであり、ここに新たなパラダイムを待ち望むものである。



「高密度基準点の管理上の問題点と解決策 [都市再生街区基準点の実用場面から]」

滋賀県土地家屋調査士会 上田 忠勝

基本三角点等からの測量という現実、現地レベルにおける情報共有を意味するが、作業者の意識、技術水準、既知点の配置、既存公開資料の不足などの要因により、現段階では全国標準的に行われているとは言えず、又、境界点という超高密度空間における位置情報の理論も確立されていない。早急な対策が

必要である。これらの対策・環境整備には、土地家屋調査士という単体組織だけではなく、関連機関、特に法務局・自治体とのデータ連係や技術・知識水準の共有化が必要である。又、電子化の問題は、現在のようにCADベースの紙的発想の電子化では、これ以上の発展は難しく、総合的なデータベース構想が不可欠である。そのためにはおそらく、日常作業の行程さえも抜本的に見直す時期にきていると言えるだろう。

これら問題点への対応は、単なる個人の意識改革だけでなく、各種組織の協働による実現可能な環境整備が必要である。早急に、作業者・関係機関とのデータ共有を可能にするいわゆる「共通参照空間」の構築と、それをつかさどる組織体制の構築を行い、システム化すべきであると考え。発表では、基準点情報（もしくは高密度空間情報）の共有化場面から生じる問題をピックアップし、必要な措置が提案された。

1. はじめに～不動産情報を取り巻く環境変化について～
2. 問題提起～高密度基準点の実用場面における問題点と筆界情報の管理について～



3. 解決策～共通参照システムの構築と管理組織について～

「NSDI法が求める土地家屋調査士の新たな市場」

岐阜県土地家屋調査士会 小野 伸秋

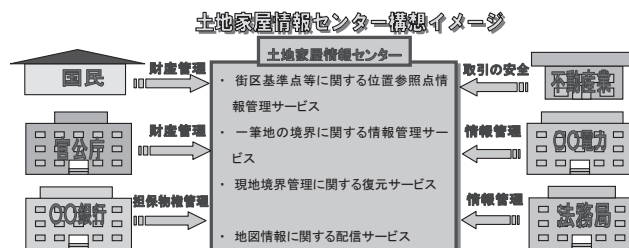
土地家屋調査士は、NSDI法の基本理念に則り、不動産表示登記制度を利用した土地・建物情報の構築・更新を行う位置情報管理法人を設立することにより、行政事務の効率化及び国民の利便性の向上に寄与するサービス事業を立ち上げることが求められている。

次にその構想を示すものである。

ビジネス1：土地筆界情報及び建物情報を集めて地番図（不動産登記法第14条第1項地図）作成・更新をする機関の設立。

ビジネス2：行政の道水路管理及び測量法に基づく基準点等（位置参照情報）の設置・維持管理を補助する機関の設立（行政のスリム化による民間企業）

ビジネス3：裁判外における民間での土地境界紛争に関わる相談、調停等を行うADR機



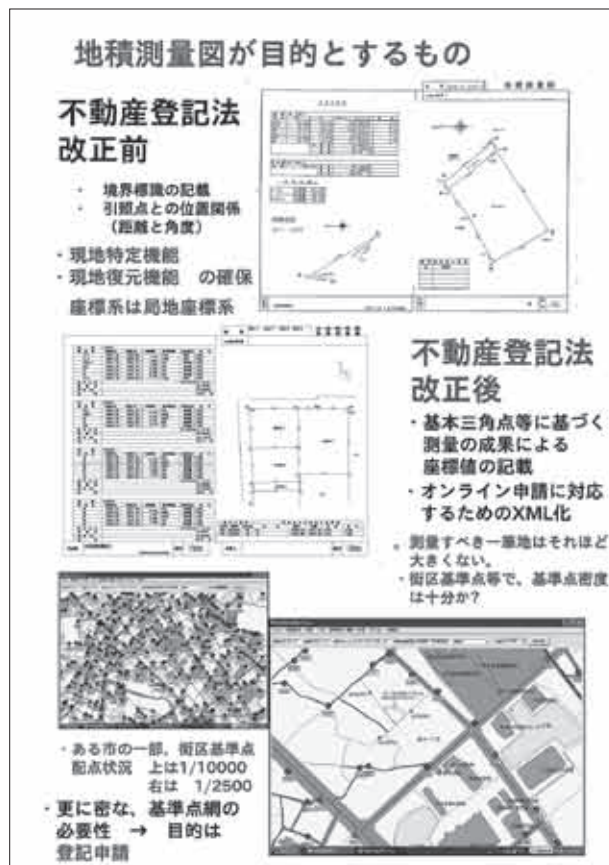
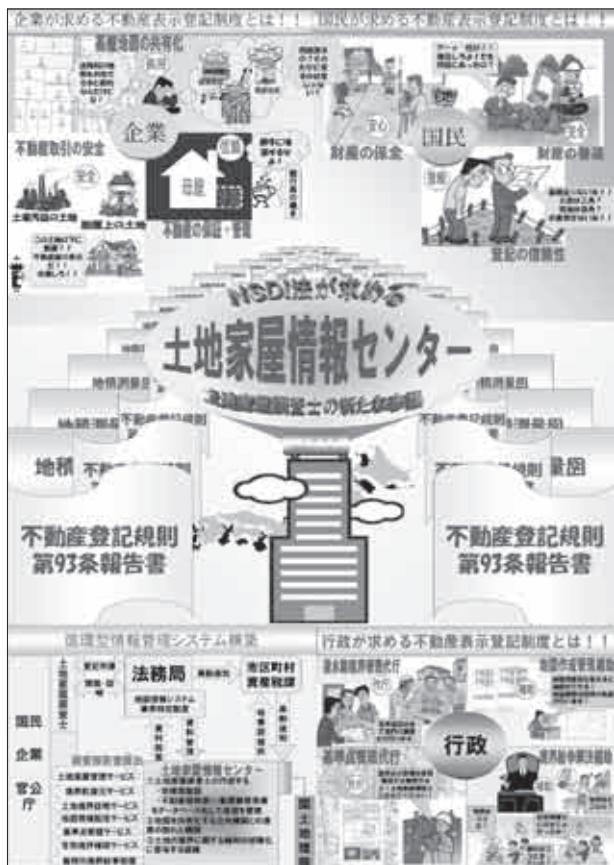
関の設立（弁護士・認定調査士の共同組織、法務省の認可取得）

「これからの地積測量図

—求められるものと果たすべき役割—

大阪土地家屋調査士会 神前 泰幸

平成17年の不動産登記法等の改正は、状況を大きく変えるものとなった。不動産登記規則第77条で、地積測量図には原則として「基本三角点等に基づく測量の成果による座標値」の記載が求められることになったのである。これを可能にならしめた背景に都市再生街区基準点の整備という社会的状況がある。

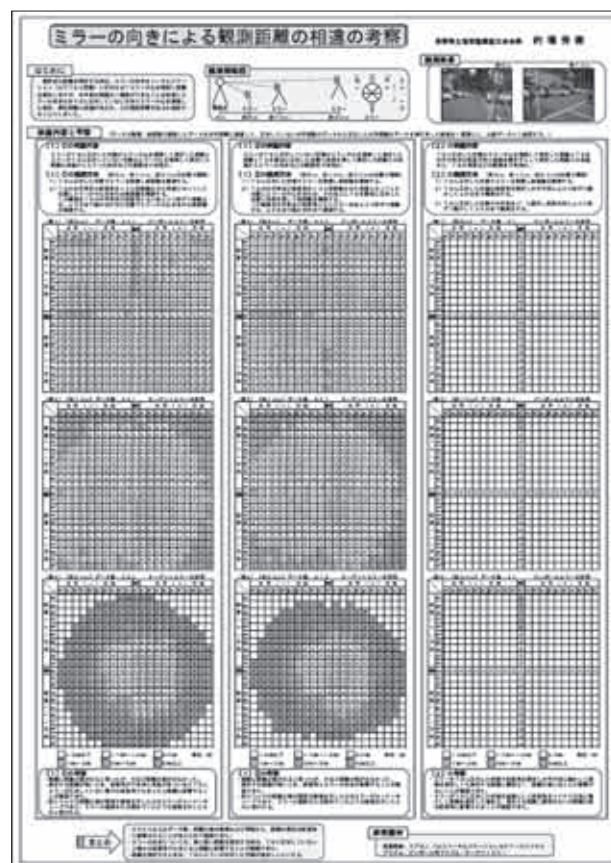


しかし、そのためには、既存の基準点は勿論、今後設置して行く基準点も「基本三角点等」と認められ、かつその基準点情報を公開し、共有する仕組みを構築しなければならない。

未知点（求点）に機械を設置し、複数の既知点を

「ミラーの向きによる観測距離の相違の考察」

境界点の距離を測定する場合は、ミラーの向きをトータルステーション(以下 TS と記載)に正対させてミラー中心を視準し距離を測定しますが、水平角は問題なく観測ができることを前提に、ミラーの向きのみ TS に正対していない方向でミラー中心を視準し距離を測定



した場合、測定距離に相違があるか、また、どの程度の影響があるか等を検証し、その成果が報告された。

まとめとして、距離は鉛直角に影響されるため、距離を測定するときは、TS とミラーは正対した状態で観測することが望ましいといえる。

「地図と地理空間情報と土地家屋調査士」

東京土地家屋調査士会 三嶋 元志

不動産登記の実務で利用される地図は、不動産登記法第14条第1項の地図と同条第4項の地図の2種類であり、現実として存在している地図のそのほとんどは後者の地図である。近年においては都市再生事業の円滑な推進の為、社会基盤としての地籍整備の緊急性が求められ、都市再生街区基本調査、土地活用推進調査、都市再生地籍整備事業等、地籍整備事業が推進され、法14条第1項地図作成に至るまでのインフラ整備が行われています。このような事業が推進されている中、土地家屋調査士が街区基準点を利用する事により、整備された地図と地積測量図が統一した基準面での成果と

して掲げられる事から、その成果を同一的に管理する事が可能になり、今後その成果が日々蓄積される事により、さらに地籍整備は促進されるものと期待されています。

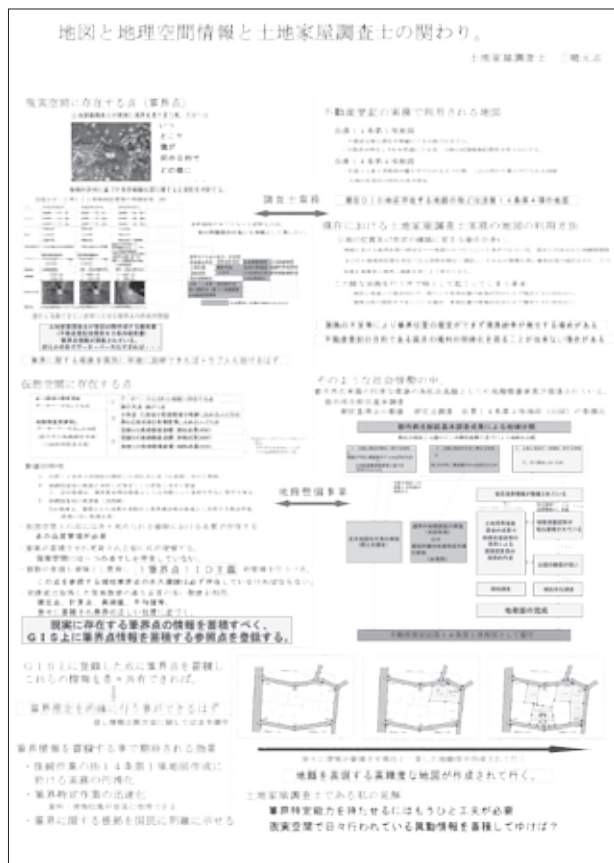
土地家屋調査士の日頃の業務を鑑み、地籍整備事業にて作成された地図と、その地図に存在する境界位置に関する地理空間情報を双方活用し、今後ますます国民の権利の明確化に寄与する成果となるよう提案がされた。(1 筆界点 1ID 主義的管理)

「筆界特定制度の現状と展望」

大分県土地家屋調査士会 宮嶋 泰

筆界特定制度の実施状況としては処理の遅れが問題になっている。登記実務における筆界認定と地籍整備、境界確定訴訟の歯車をうまく噛み合わせる役割を担うのがこの筆界特定制度であるということを見直す必要がある。と同時に制度の位置、効力を認識した上で運用を行う必要がある。

筆界特定制度の実施状況として、平成18年1月にスタートした筆界特定制度は、2年間で5500件余の申請を受け、土地境界問題解決の新たな方法として国民の期待を受けている。しかしながら、筆界特定への処理の遅れ等の問題をも抱えており、制度の改善が求められている。筆界特定制度の原点にかえてあり方を見直し、改善・発展への展望について筆界特定制度導入の要素、境界に関する諸制度との相互関連、筆界特定制度の展望一事案の類型論的な把握と適切な運用について述べられました。

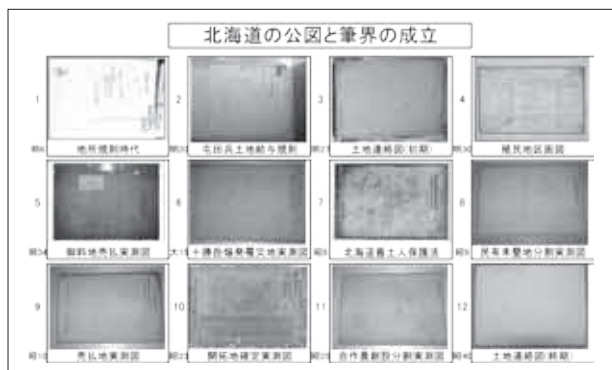


「北海道の公図と筆界の成立」

旭川土地家屋調査士会 山谷 正幸

北海道には様々な種類の公図が作製されており、その経緯や、遍歴、それぞれの地図の特性について報告がされた。

明治4年、一部の者に所有権を認め、北海道の土地所有権制度が誕生した。翌年、太政官布告『地所規則』『土地売賃規則』を制定して、一定期間内に土地の開墾に着手することを条件に国有地を処分する際に作製された図面を「土地処分図」といい、筆界創設の始まりである。明治22年、殖民区画制度を採用、明治29年「土地連絡図調製に関する実地調査規則」を制定し、地籍調査を開始した。この事業は、初期のものを除き、明治38年頃より平面直角座標法に基づいた調査が実施されこの事業（初期のものを除き、明治38年頃より平面直角座標法に基づいた調査が実施された）は昭和41年まで続けられた。この「土地連絡（整理）図」は重要な公図であり、国有地の位置、形状、面積を調査決定して、土地整理と管理処分を確実にする目的で行なわれた。



「ADRにおける専門家の役割」

大阪土地家屋調査士会 山脇 優子

大阪土地家屋調査士会の境界問題相談センターおおさか（以下、「センターおおさか」）の場合を中心に、ADRにおける専門家の果たす役割について述べられました。

平成19年12月17日に「センターおおさか」は、認証紛争解決事業者第6号の認証を受けました。「セ

ンターおおさか」での調停は、原則として相談を前置としており、相談により、相談員が調停に回付するのが適当であると判断し、相談者が調停を希望した場合には、調停に回付されます。（認証後、問い合わせや資料送付件数が増加してきています。）

ADRにおける専門家としての土地家屋調査士の果たす役割は大きく、調停員が筆界の考え方や資料の見方を助言し、弁護士調停員が所有権についての考え方を助言することで、紛争の解決の糸口を見つける手助けとなります。土地家屋調査士は、調停員として関与する場合の他に、当事者の代理人として関与する場合があります。所謂「認定調査士」が弁護士と共同受任をして、調停申立の代理人となる場合で、土地家屋調査士法に基づき法務省の指定した機関において可能となるものですが、「センターおおさか」は、認証に先立ち、この指定も受け、土地家屋調査士が代理人となることで、当事者は、より事件の内容が理解しやすくなり、感情のもつれなどの障害を最小限にとどめ、和解へと向かう可能性が大きくなります。他には、土地家屋調査士が、主に

現地の測量結果や資料の説明、事件の経緯の説明のため、補佐人として調停期日に出席する場合がありますが、補佐人による説明は、調停員が紛争の内容を正確に把握するための一助ともなります。その他、調停の過程で、調査、測量又は鑑定が必要となった場合に、調査、測量又は鑑定実施員として土地家屋調査士が関与する場合があります。以上のように、土地家屋調査士は、様々な角度から境界紛争の解決をサポートできます。

近年、境界紛争の解決方法は多様化しているが、他者によって裁定されるのではなく、当事者の自治による紛争の解決が、問題の根本的解決となります。

当日での出口アンケート結果／アンケート集計 (84人)

地理空間情報フォーラム 2008 表示登記制度研究発表会

Q1：あなたは土地家屋調査士ですか？

①はい 58人 ②いいえ 26人

Q2：Q1で「いいえ」と答えられた方は、土地家屋調査士をご存じでしたか？

①はい 26人 ②いいえ 0人

Q3：Q2で「はい」と答えられた方は、どちらで知りましたか？（複数回答可）

①仕事を依頼した	9人
②学校の科目にあった	1人
③資格試験を調べた	6人
④雑誌記事やリーフレットを見た	4人
⑤土地家屋調査士の知り合いがいる	12人
⑥その他	
◎補助者	2人
◎合格者	1人
◎記載なし	3人

Q4：Q2で「はい」と答えられた方は、土地家屋調査士についてどのようなイメージをお持ちですか？（複数回答可）

①地味	10人
②堅い職業	12人
③仕事が忙しそう	2人
④資格取得が難しそう	13人
⑤やりがいがありそう	4人
⑥業務内容が想像しにくい	4人

⑦実生活と関わりが希薄 4人

⑧その他 1人

Q5：本日の発表内容についてはどのような評価でしょうか？

①満足	10人
②どちらかといえば満足	43人
③どちらかといえば不満足	21人
④不満足	1人

Q6：Q5で「どちらかといえば不満足・不満足」と答えられた方は、その理由をお聞かせください。（複数回答可）

①使われている用語がわかりにくい	4人
②発表資料を図やグラフを使って、見易いように工夫してほしい	4人
③発表内容に興味を持たせる話し方をしてほしい	5人
④発表時間が長い	1人
⑤その他	
◎時間が短い	11人
◎内容をまとめきれていない（中途半端な感じ）	4人
◎内容を充実させて欲しい	2人
◎パソコンがよくない	1人
◎記載なし	1人

アンケートに回答していただけた31%の方が土地家屋調査士ではなく、イメージとして過半数の方が、資格試験が難しく地味で堅い職業と考えていることがうかがえます。

他の意見として／・時間がもう少し欲しい。／・パソコンがうまくいくといい。スライドが残念だった。／・司会者は発表を中断させていいのでは？／・形式や発表の方法にこだわるのではなく、内容をより充実させて欲しい／・土地家屋調査士会の独自開催をすべき／・調査士にとっては大変よい内容ですが、一般の人には難しい内容だと思います。／・調査士にとっては大変よい内容ですが、一般の人には難しい内容だと思います。／・内容も様々なテーマがあり、調査士制度の未来を考えていると受けとめました。今後、色々な分野で活躍する可能性があると思いますが、それを生かすもダメにするも調査士なんだと思います。私も一調査士として頑張っていきたい。等

別会場にて発表会後に別会場にて研究内容をポスターに掲示しながら話し合う、ポスターセッション形式での説明がありました。



当日での出口アンケート結果／アンケート集計 (26人)

地理空間情報フォーラム 2008 ポスターセッション

Q1：表示登記制度研究発表会に参加して頂きましたか？

①はい 26人 ②いいえ 0人

Q2：ポスターセッションの内容についてはどのような評価でしょうか？

①満足 10人
②どちらかといえば満足 11人
③どちらかといえば不満足 3人
④不満足 0人

Q3：Q2で「どちらかといえば不満足・不満足」と答えられた方は、その理由をお聞かせください。(複数回答可)

①使われている用語がわかりにくい 0人
②ポスターを見易いように工夫してほしい 1人
③説明が聞けなかった 3人
④その他記載なし 1人

Q4：研究論文発表会ポスターセッションの形式で

開催した方がいいと思いますか？

①はい 19人
②いいえ 2人
③どちらともいえない 3人

その他意見として／身近に質問ができたので良かった。／自由度があるようであまり無い。通常の形式で発表を行っていただき、更にポスターセッションがあればかなり満足するが、少数の発表しかできなくなるし難しいですね。／・会場内では紹介のみでポスターセッション重視が良い。等いただきました。

ポスターセッションに関しては、初の試みではありましたが、個別に発表者に対して質問や意見が出来る利点と、限定された時間制約もあり、順番待ちで質問出来ないポスターセッションもありましたが、名刺交換等を行って後日のメール等での約束をされている方もあり、イベント内での発表の場から次回に向けた人脈構成に長けた方も見受けられ、ポスターセッションは、今後も継続して行けたらと良いと思いました。

②パネルディスカッション

『新たな登記表題部情報整備～日本の地籍を語る～』

日時・場所：6月18日(水) 午後3時20分～
アネックスホール F203・204

国土調査法に基づく地籍調査については、昭和26年制定以降、現在第5次十箇年計画(平成12年～平成21年)の最中にある。平成18年度末現在、全国の地籍調査の進捗率は約47%であるが、都市部における調査は遅々として進まずDID(人口集中地区)における進捗率は19%、農用地の69%に比べて低率にとどまっている。

このような地籍調査の遅れを改善するために近年様々な事業が創設されて、また、官民連携による地籍整備を行う等の手法が考えられている状況下である。

このような全般的な地籍整備事業のフレームワークを踏まえ、本来の地籍調査の目的である全ての境界を早急に確認するための問題点を提起し、法務省及び国土交通省の担当者、測量技術者及び土地家屋調査士等の地籍に携わる関係者を迎えて、その対策及び連携に関して意見交換が行われた。

座長 瀧下俊明土地家屋調査士・月刊『測量』編集委員

パネリスト

- 安藤 暁史 国土交通省土地・水資源局国土調査課課長補佐
佐藤 恒秀 土地家屋調査士・元東京法務局民事行政部不動産登記部門次席登記官
上田 忠勝 土地家屋調査士・日本土地家屋調査士会連合会研究所研究員
大保木正博 土地家屋調査士・岐阜県公共嘱託土地家屋調査士協会理事長
長谷川博幸 測量士・ジオネット株式会社代表取締役
以上の6名でパネルディスカッションが行われた。(詳細に関しては会報9月号参照)



当日での出口アンケート結果／アンケート集計 (67人)

地理空間情報フォーラム 2008 パネルディスカッション

Q1：本日 10 時からの「表示登記制度研究発表会」に参加していただきましたか？

①はい 37 人 ②いいえ 30 人

Q2：あなたは土地家屋調査士ですか？

①はい 7 人 ②いいえ 25 人

Q3：Q2 で「いいえ」と答えられた方は、土地家屋調査士をご存じでしたか？

①はい 22 人 ②いいえ 3 人

Q4：Q3 で「はい」と答えられた方は、どちらで知りましたか？(複数回答可)

- | | |
|------------------|------|
| ①仕事を依頼した | 3 人 |
| ②学校の科目にあった | 3 人 |
| ③資格試験を調べた | 3 人 |
| ④雑誌記事やリーフレットを見た | 2 人 |
| ⑤土地家屋調査士の知り合いがいる | 12 人 |
| ⑥その他 | |
| ◎補助者 | 1 人 |
| ◎仕事上 | 6 人 |

Q5：Q3 で「はい」と答えられた方は、土地家屋調査士についてどのようなイメージをお持ちですか？(複数回答可)

- | | |
|--------------|-----|
| ①地味 | 5 人 |
| ②堅い職業 | 7 人 |
| ③仕事が忙しそう | 2 人 |
| ④資格取得が難しそう | 6 人 |
| ⑤やりがいがありそう | 3 人 |
| ⑥業務内容が想像しにくい | 6 人 |
| ⑦実生活と関わりが希薄 | 2 人 |
| ⑧その他 | |
| ◎先生というイメージ | 1 人 |
| ◎記載なし | 1 人 |

Q6：本日のパネルディスカッションの内容についてはどのような評価でしょうか？

- | | |
|--------------|------|
| ①満足 | 13 人 |
| ②どちらかといえば満足 | 32 人 |
| ③どちらかといえば不満足 | 12 人 |
| ④不満足 | 2 人 |

Q7：Q6 で「どちらかといえば不満足・不満足」と

答えられた方は、その理由をお聞かせください。(複数回答可)

- ①使われている用語がわかりにくい 4人
- ②発表資料を図やグラフを使って、見易いように工夫してほしい 3人
- ③発表内容に興味を持たせる話し方をしてほしい 7人
- ④その他 6人

Q8：今回のようなパネルディスカッションは今後も開催した方がいいと思いますか？

- ①はい 50人 ②いいえ 3人

その他意見として／企画、推進された方、大変ご苦勞様でした。／外部の専門家、例えば地籍調査関連の人を交えたディスカッションにしてはどうか？／地籍整備がなぜ進まないかについてもっと議論すべきだと思う。／・土地家屋調査士の方々がいつも個々で働いておられるように感じます。測量図収集や基準点管理、筆界特定制度の活用等いつも同じ問題にぶつかり、最終的には自治体に予算が無いからで終わっている様に思います。こうした時、調査士会として動かなければと結ばれます。もっと常日頃から調査士会の中での横の連絡、勉強会が必要なのではないのでしょうか？等頂きました。

③関係機関による技術展示

展示ホールでは兵庫県土地家屋調査士会・滋賀県土地家屋調査士会の協力による「超高密度コントロールポイント管理システムの構築『LPMS』(Location Points Management System)の展示案内が行われました。約430名の見学者があり、大盛況であったことを御報告させていただきます。

昨年までの「全国測量技術大会」は会員研究発表の場でしかなかったことから考えると、今年のイベントは展示を含めた3日間であり、『地理空間情報フォーラム2008』における日本土地家屋調査士会連合会の参画は、役割の比重を増している。表現をあえて変えるならば、その職責からも社会に向けたPRが必要性を増しているといえるのではないかと



考えます。ボトムアップ、社会貢献事業と単位会でも研修、裁判外紛争解決手続機関の設立、指定、認証、認定土地家屋調査士の誕生と活用、筆界特定制度への筆界調査委員としての関わりや、代理人としての携わり等、登記申請手続、添付書類の改正等、近年職責の重さを体感しますが、しかし、初心に戻り、あらためて土地家屋調査士法第1条に触れると、土地家屋調査士制度そのものが社会に対して貢献すべき制度であること、その“寄与”に向けての技術的且つ法学的な知識をも身に付ける必要性が“当初”から忽然とあったことに気付きます。

そういった観点からも会員力を結集しての『地理空間情報フォーラム2008』に携わった意義は大きかったのではないかと確信する。出口アンケートも甘口、辛口とあり大変参考になるものでした。

最後に「地理空間情報フォーラム2008」に参画をいただきました会員諸兄に対して紙面をお借りして御礼を申し上げます。皆様の御協力により、お陰様で、昨年以上に盛況のうちに終了することができました。ありがとうございました。さらにパワーアップしての来年に向けた期待とさらなるお願いを申し上げます。

道路と敷地・建物

立命館大学法科大学院 教授 安本 典夫

まちを構成する物的な基本的要素は、敷地・建物と公共施設である。公共施設の中でも道路が大きな位置を占める。この道路と敷地・建物の相互のあり方は、どう法的に構成されているのだろうか。

1. 接道義務

原則として、敷地が道路に2m以上接していないと、そこに建物を建てることができない。すなわち、建築確認がおりない（建築基準法43条1項、6条）。これは一般的に知られている。「接道義務」というものである。

2. 道路とは？

ところで、ここで道路とは何か。何法で規定されているのか。

まず頭に浮かぶのは、道路法である。道路法を見ると次のようになっている。

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

第三条 道路の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道
- 二 一般国道
- 三 都道府県道
- 四 市町村道

都市計画法でもずいぶん道路という言葉は出てくるが、それらの条文（たとえば4条14項、8条3項2号、11条1項1号・3項、12条の5第2項3号・4項2号、12条の8、33条1項2号）すべてで同じ意味で使われているとは限らない。

他方、森林法は「林道」という言葉を使っている

が（4条2項・5項、5条2項、6条5項、50条1項、193条）、これは森林やその中に位置する施設などの保全のために供されるための道路である。あるいは、農業用機械の通行や農作物などの運搬のために建設・管理される種々の農道もある。

このように、いくつかの法律・条文で「道路」、「道」ということばが使われているが、それぞればらばらである。しかし、それぞれの法律・条文は、それぞれの法目的に応じて「道路」という言葉を使っているのだから、意味が違ってくるのは当然ともいえる。

それなら、「敷地が道路に2m以上接していないと建築確認がおりない」というときの「道路」はどの法律のどの条文を見たらよいか。それは、建築確認を規定している法律、すなわち建築基準法を見るべきだ、ということになる。

3. 建築基準法上の道路

建築基準法は42条で、「この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル（…）以上のもの（…）をいう。」と定めて、1～5号で列举している。

- ①道路法による道路（1号。国道の指定、都道府県道・市町村道の認定等がなされたもの。ただし、道路法による道路であっても自動車専用道路では、それに接していても接道義務を充たしていることにはならない。建築基準法43条1項かっこ書き・1号）
- ②都市計画法、土地区画整理法等による道路（2号）
- ③道路法、都市計画法、土地区画整理法等による新設・変更の事業計画のある道路で2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの（4号。特定行政庁というのは、建築主事をおいている地方公共団体の長をいう）
- ④土地を建築物敷地として利用するため、道路法、

都市計画法、土地地区画整理法等によらないで築造する（比較的規模の小さい宅地造成はこれにあたる）政令基準に適合する道で、特定行政庁から位置指定を受けたもの（5号。いわゆる「位置指定道路」）

- ⑤この章の規定が適用されるに至った際現に存在する道（3号）

建築基準法の前身の市街地建築物法は、指定された市街地のみに適用された法律であるが、1938年改正以降は道路幅員は原則4mと定めていた。それに代えて1950年建築基準法が制定されたが、接道義務等の規定については都市計画法上の都市計画区域にのみ適用され、1968年都市計画法改正後もそれは引きつがれた（現在はさらに準都市計画区域内にも適用）に適用があるとされた。法制定前、または適用区域編入時以前に街並みが既にできているところは少なくないから、そこに存在する幅4m以上の道は、道路法にもとづく認定・指定の有無を問わずすべて道路として扱い、これに接する敷地にある建物は適法であり、またその敷地には適法に建てられることにしよう、というのが、⑤の趣旨である。

4. 二項道路

しかし、上記の「道路」は、すべて幅4m以上が絶対条件である。ところが、既存市街地では幅が4mに満たない道はざらにある。実は、市街地建築物法は、かなり大幅に、9尺（2.7m）以上あれば道路とするという例外を認めていた。このような中で、4m未満の道路に面している敷地の建物はすべて違法とするのは、実態に合わない。

そこで、建築基準法42条2項は、次のような規定をおいた。

「この章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員四メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離二メートル（…）の線をその道路の境界線とみなす。」（以下略）

つまり、中心線から両側2m（つまり幅4m）の帯状の架空の道路がある、と想定するのである。これによって敷地は道路に面していることとなり、増改築・建て直しのための建築確認が受けられるように

なる。もっとも建物は架空の道路に食い込んだ形になっている。その限りで法規には適合していないのであるが、しかし現状での存在は否定はされず（建築基準法は、新しい規定に違反している既存の建物は存在を認められる。これを「既存不適格建築物」という）、建て直し等の時には中心線から2mのところまでセットバックしなければならない。

こうして、建て替えが順次なされるにしたがって、幅4mの道路が現われることが期待されているのである。

5. さらに例外も

それも無理、という場合には、中心線から2m～1.35mの指定をすることもできる（これを「三項道路」という。この線までの建替え時のセットバックは二項道路と同じ）という緩和策がさらに規定されている。これについては条例で制限を付加できるとされ（建築基準法43条の2）、細街路の美しいたたずまいの保全・再生等に活用されうることが示唆された（2004.2.27 国住街第382号）。

他方、周囲に広い空地があるとか、幅4m以上の農道がある（新設の農道は、建築基準法上の道路①～⑤のいずれにもあたらない場合がある）、十分な通路があるなどの場合、特定行政庁は建築審査会の同意を得て、接道義務そのものを個別に除外できる（建築基準法43条1項但書、同法施行規則10条の2）。ただ、これはかなり特別の場合に限定されるだろう。

以下では、二項道路に即して述べる。

6. 二項道路の指定

二項道路というためには、特定行政庁の指定が必要であり、指定要件として、（i）規定適用時に現に建築物が立ち並んでいること、さらに、（ii）幅員2.7m以上とか1.8m以上などの要件も通常たてられている。

「建築物が立ち並んでいる」というのはどういうことをいうのか。2軒あればよい、というものから、それ以上に、現に一般通行の用に供され公益上の機能を担っている、ということまで要求する見解もある。既存の建物の存在を正当化する趣旨からすると、あまり過大な要件を付加すべきではなかろう。

ただ、特定行政庁が指定するためには幅員を確定

することが必要であるが、そのためには道路と敷地の境界を確定しなければならない。古くからの市街地では、それが明確になっているところは少なく、また、それを明確化するための地籍調査も、古い市街地では遅々として進んでないことは、ここに繰り返す必要はなかろう。

そのため、通常は、上記 (i)、(ii) およびその他の要件などの一般的な表現で指定する、いわゆる一括指定（包括指定）の方法がとられてきた。そのため、要件を充たすか否か微妙な道路の場合には、個々の時点、たとえば建築確認を得る時になって判定を求めることとなる。つまり、問題を先送りしただけである。しかも、その時になって、過去のある時点で「現に建築物が立ち並んでいた」かどうかを判定するのであるから、先送りをすればするほど困難は増す。

7. 指定道路台帳の整備

そこで、国土交通大臣は建築基準法施行規則を改正し（規則が国土交通大臣の決裁で最終的に決定され、大臣の名で対外的に出されるということであって、現実にはその仕事をやっているのは、住宅局建築指導課である）、指定道路台帳（指定道路調査と指定道路図）を作成・保存しなければならないとし（施行規則 10 条の 2）、改正規則は 2 年後に施行するとした。これは、建築基準法 42 条 1 項に関わる指定道路、および二項・三項道路について、個別に確定させてしまおう、というものであった。

これは、いずれはやらなければならないことであり、やるとしたら一定の時まで期限を限ってやるという方向も基本的には正しいと思う。しかし、上記の二項道路の確定を 2 年間ですべてやってしまうのは、非常な困難が予想された。そのためだろう、国土交通大臣は、規則を再改正して、作成・保存手続のみの規定にした。つまり、台帳の作成・保存の義務づけをやめたのである。

他方、地籍調査の実施は加速化することとし、方法も多様なものとして進めることとした。たとえば、すべての官民・民筆界確定をやるという方法だけでなく、道路と宅地の境界確定を先行させる方式（都市再生地籍調査事業（官民境界等先行調査））も可能などところで進められてきている。兵庫県豊中市に

その例を見ることができる。これらを含む何らかの手だては講じられなければならないのではないか。

8. 二項道路等とセットバック

この二項道路等に指定されると、家の増改築・建て直しが可能になるが、その際、中心線から 2m セットバックしなければならない。

京都の古くからの独特の風情の飲食店街である先斗町は、道幅 2.5 ～ 3m 程度であろうか。しかし、ここも新しく建て直した店等は、中心線から 2m なので、軒のラインがそろってない部分もかなり出てきた。

しかし、大阪・法善寺横丁は、火事からの再建に際して、「セットバックで 4m に広げられた横丁は法善寺横丁ではなくなる」として、元の狭い道幅のまま再建を図った。なぜそれができたか。それは、連坦建築物設計制度という手法を使ったからである。これは、既存建築物を含む連坦する複数の敷地を一つの“敷地”とみなし、特定行政庁（法善寺横丁の場合には大阪市長）が「認定基準を充たし、安全上・防火上・衛生上支障がない」と認定する、というものである（建築基準法 86 条）。区域全体を建築基準法上は一つの“敷地”とみなすのであるから、区域として道路に面していればよい。“敷地”の中にあるのは「通路」にすぎず、それは別に幅 4m 以上なくてもよい。さらにいうならば、建ぺい率、容積率も、地区全体で算定すればよいこととなる。



法善寺横丁

もっとも、このような柔軟化は、リスクを伴うことも否定できない。もともと登記上の敷地（筆）と建築基準法上の敷地とは、必ずしもリンクしていなかったが、両者の乖離がこの連坦建築物設計制度では、いわば極限に達するからである。ある土地を買ったとしても、そこにどのような建物を建てられるかは、まだ容積率・建ぺい率が余っているかなど、地区全体の中でしか決まらない。その土地のもつ客観的な価値が素人にも明確になるような仕組みが必要だろう。容積率・建ぺい率を一部の者が先取りしてしまうことは、少なくともあってはならない。

9. 道路幅員 4m をどう考えるか

他方、そもそもの出発点である「道路幅員は4mなければならない」という命題自体を見直すべし、という次のような見解も出されてきている。もともと、市街地建築物法 1938 年改正による「道路の最低幅員 4m」も、防災・防火の観点や自動車対面交通確保の必要性和、現実のわが国市街地の実態の折衷として設定されたにすぎないのであって、4m 自体に科学的根拠のあるものではない。今日の時点では、耐火性を高めた建築物と防火・消火設備の充実により、4m 幅員の道路と同様の機能は確保できる。それよりも、狭い路地等のもつ「ぬくもりのある共同空間」、「くらしの歴史が積み重ねられてきた空間」としての価値、そこで維持されるコミュニティの重要性の方が大きい場合があるのではないか、というのである。

もっとも、建物を耐火建築物にするには、たとえば京都での町家（ないしは町家様式の建築物）維持など、歴史的街並み保全との矛盾も生じうる。

それに、震災の際の避難・防災活動にとって、幅 4m 程度の空間は本当に必要ないか。火災の際の普通消防車両の車幅 2.26m の両側に、避難・消防活動のためのせめて各 0.7 ～ 0.8m（合計 1.4 ～ 1.6m）の通り抜け空間は必要ないのか。私自身はこれらについての専門家ではないので留保して、防災科学の検討に委ねたい。

10. 改めて“まちの部分”としての道路・敷地・建物

これまでの検討を振り返ると、敷地・建物と道路の問題を考えるには、その敷地の機能確保、防災上

の配慮が基本にあることはもちろんであるが、それに加えて、その地区（路地空間を挟んだ地区など）のこれまで積み重ねてきた文化・雰囲気の保全・再生や、そこでのコミュニティ維持、さらには、利用における不公正や権利関係の不明瞭が生じるのを防ぐ、などの様々な考慮をも入れたルール、仕組みが求められることが分かる。

※道路については、このほかにも私道の問題など多くの検討課題があるが割愛する。これらの問題を含む建築基準法の組み立て・考え方の全体像については、拙著『都市法概説』（法律文化社、2008）第 6 章を参照されたい。また、二項道路等の問題については、金子正史『まちづくり行政訴訟』（第一法規、2008）第 2 編第 1 章、西村幸夫編著『路地からのまちづくり』（学芸出版社、2006）など参照。

広報最前線

香 川

香川会／後継者育成事業 ゲスト・ティーチャーとしての取組み 「ココ石体験学習」の継続

今年、たまたま司法修習生の研修を受け持つ機会が与えられて、地図作成現場での体験談のような話をさせてもらった。その際の彼等の生真面目で熱心な受講態度には、逆に学ぶ点が多かったのだけれど、修了後の懇親会の席上、「土地家屋調査士さんの仕事って、登記のための土地・建物の調査や測量をなさっていると理解していいんですね。」と真顔で言われ、ああそうなんだ、一週間の講習の後で、やっと理解してもらえたんだ。ここに来るまでは彼らでさえ私達の仕事を知らなかったんだ、と思うとなんとも複雑な思いがこみ上げた。広報部の通信員を引き受けて、今年で4年目になる。年度の初めに議題とされる一つは、やはりこのことだ。調査士の知名度をいかにしたら引き上げられるのか、という大きな課題。

- ・交通安全キャンペーン等の機会に新聞広告を出そう。
- ・無料登記相談をマスコミに取り上げてもらおう。
- ・小学生に調査士についての作文募集をしよう。

そして、こうした議論も尽きる頃、なぜ“土地家屋調査士”なんだろう？という、私の中で何時も

燻っている疑問が頭をもたげる。

調査士などと言おうものなら、一般の人々にとって、その具体的な仕事内容のイメージたるや、およそ測量や登記とは縁遠いものになってしまう。「うちは売る気なんかないよ。」とか、「うちはいまのところ大丈夫だよ」とか。何が心配で、何が大丈夫なのかはきっとこちらには関係のない話だから、「そうじゃないんです。測量をさせてもらってます土地家屋調査士の〇〇です。」「登記を担当することになりました土地家屋調査士の〇〇です」と応えなければならなくなる。結局、たださえ長い資格名なのに、さらにくどい説明が必要になってしまっ、なんとももどかしい。いっそ検地丈量士(!?)とでもしてくれてた方がわかりやすかったのに、などと思ってしまう(無念)。

しかし、いまさら泣き言をいっても仕方がない。むしろ求められているのは、積極的な土地家屋調査士制度の普及・浸透への努力であろう。

「ぼくは土地家屋調査士について、名前もしらなくて、どんな仕事だろうとわくわくしていました。土地家屋調査士は、不動産のような仕事だと思っていたけど、かなり違う内容で…」(2年I君)

「初めは土地家屋調査士という職業があるということは知らなか

ったし、仕事の内容も分からなかったけど、話をきいて…」(2年M君)

ここに掲載したのは、本会の元広報部員が、数年前に母校S中学校で行われた「郷土の先輩に学ぶ会」に、ゲストティーチャーとして出席し、講義をした際の感想を、後に、生徒の数人が、書き送ってくれたものだ。

ほとんど書き出し部分のみの引用で、申し訳ないのだけれど、土地家屋調査士の中学生の間での知名度は、まさしく、ここに記された程度のものなのであろう。このままで、将来の希望職種の一つに土地家屋調査士をあげてもらふことなど、はたして望めるのだろうか？

それでも、上記の講義を聞いてくれた生徒達は、「お話を聞いて少し土地家屋調査士という職業について分かったと思います。土地や建物の面積を測る人がいるから、今私達がすんなりと問題なく家に住めているのかと思いました…」(2年Tさん)

「土地を測るということは、かなり責任があることも分かりました。少しでも、面積を間違えると、広さは当然ですが、その値段に問題が出ることも分かりました…」(2年O君)

などと感想を語り、この職業に対しての一定の理解を示してくれている(会報かがわNo.336)。広報関

係者としては素直にうれしく思う。子供達には、話してあげたら伝わるんだ、と再認識させられる。

一方、他会の講演会記録の中に、「土地家屋調査士という資格・職業を国民の99%は知らないという現実がある…」等と、何の飾りもなく、正直に述べられているのを見ると、そうなんだよな、と溜息をついてしまう。

私どもの香川会に、ココ石という、土地家屋調査士制度制定50周年の記念事業として、県内224の小学校と、小豆島の岬の分教場(映画村内)に設置した基準標石ココ石がある。詳しくは、本誌「土地家屋調査士」No.551、No.537に掲載の記事をお読みいただくとして、概略は、次のとおりである。

ココ石は直径19cm、長さ40cmの花崗岩で、柱頭部は丸められ、てっぺんは真鍮で十字が刻まれている。この小学校構内に埋設されたココ石をGPSによって観測。その観測結果である緯度・経度・標高を、ココ石埋設場所にプレートに記載して設置している。本事業は平成12年末から始まり、およそ2年がかりで完成したものである。また、本設置事業と併行する形で、このココ石を使用しての体験学習案が出され、対外的な調査士制度の啓蒙活動の一端を担う役割が与えられた。

ココは此处という“場所”のことである。

しかし、ここがココとカタカナで表記されたことで、石に何か明るい温もりが与えられたように感じるの、私だけではないだろう。命名は高松市立小学校の先生による(公募結果)。先生はその石に児

童達の活動の原点を求めたのだという。とすれば、そこにホームベース的なイメージが付与されていることは、間違いない。

今、自分(児童)がいるココという場所を、地球規模での地理的な位置として、子供達の視点を空の高みにまで持ち上げてやること。ココを基点(原点)にして、彼らの視野をうんと拡げてあげること。そうした事がこの体験学習からは必ずや得られると思われる。

昨年、ようやく「ココ石体験マニュアル」が広報部の手によって纏められた。とは言え、この冊子には、これまでこの事業に関わってきたすべての香川会調査士の創意や工夫が込められている。最後に、講師として、昨年高松市内の小学校でココ石体験学習に携わった会員の体験談の一部を披露したい。

「…実施内容としては、ココ石体験学習マニュアルに基づき、教室で約30分程度土地家屋調査士という資格の紹介、ココ石とは何か、緯度、経度の話をし、残り一時間で運動場にて歩測、面積測量等を班別に体験学習してもらいました。

教室での講義については、話し手の緊張感が児童の皆さんに伝わってしまったのか、若干重苦しい雰囲気でした。しかし運動場での体験学習では、一転、子供たちはいきいきと活動していました。それは、運動場での体験学習を、これまでの経験から遊びの要素を取り入れた班対抗のゲーム形式で行ったためだと思います。

各班には指導助言のため1名ずつ調査士がつきましたが、それにしては子供たちの能力というのは



会報表紙(334号～344号)に採用したココ石

たいしたものだと感じました。

「…いびつな四角形の面積測定、テープ2本を使って、地図どおり距離、角度をとって宝の位置を探し当てる宝探しゲーム…」(会報香川No.352)

ここには、ココ石体験学習を通じての、私ども調査士と児童との交流が、生き生きと描かれており、微笑ましく思われる中に、しっかりとした手応えのようなものが感じられる。

ココ石設置後の本事業(出前授業・体験学習)を決して風化させることなく、継続させること。その活動を通して、土地家屋調査士制度の普及・浸透を図ること。この活動の広報部に期待される役割は、未だに大きいと言える。

香川会広報通信員 近江太郎

第23回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ石川大会

前夜祭 日時 平成20年 8月31日(日)
場所 片山津温泉ホテルアローレ

大会 日時 平成20年 9月 1日(月)
場所 小松カントリークラブ



前夜祭が行われたホテルアローレ

* PR 活動開始

まずは昨年の開催地であった宮城大会に参加して石川大会のPRを開始しました。

その後、『きまっし、みまっし、やりまっし』をキャッチフレーズに、日調連の定時総会、続いて中部ブロック協議会の定時総会と機会がある度にパンフレットを配布してPR活動を行い、周知に力を入れました。その甲斐あって、今回の石川大会には200名を超える方々のご参加をいただくことができました。たくさんのご参加、ありがとうございました。

* きまっし 《前夜祭》

場所は、全国でも有名な温泉郷、加賀市片山津温泉にあり、柴山湯と白山を望む高台に位置するリゾート型のホテル・アローレでの開催でした。ホテルに一步足を踏み入ると、開放感あふれる空間が広がり、いやがうえにも気分が盛り上がってきます。天然温泉の大浴場で旅の疲れを落とした後は、いよいよ前夜祭の幕開けです。当会小林会長の開会宣言の後、会場が暗くなり、スポットライトを浴びた篠笛奏者の八木繁氏による篠笛の美しい音色に包まれ、幻想的なオープニングとなりました。続いて松岡直武連合会会長をはじめ、ご来賓の大幸甚加賀市長、茅野勇平石川県行政書士会会長より心温まる



ただいま懇親中

お言葉をいただき、とても感激いたしました。地元バンドのシングルジョーカーズの生演奏と歌手の前多サ

ラさんの歌をBGMに懇親会が始まりました。地元の新鮮な食材と銘酒に少し酔い始めた頃、懐かしい曲が流れ、参加者飛び入りのデュエットもあり、会場の雰囲気も一段と盛り上がりました。前夜祭の終盤には、恒例の抽選会。今回は「石川まるごと抽選会」と命名し、賞品は『石川名産品詰め合せ』を用意しました。当会小林会長が抽選くじを引き、幸運な20名に賞品が贈られました。当選された方々には石川県を丸ごと味わっていただけたでしょうか？2時間の前夜祭はあっという間に終わり、2次会、3次会、4次会まであったとか。

* みまっし 《観光》

大型バスに乗車して、最初に向かった那谷寺では、松尾芭蕉が詠んだ有名な「石山の石より白し秋の風」の句碑や美しい風景に心が和みました。次の日本自動車博物館は、国産・外国産の大衆車、名車が数多く展示しており、それぞれの時代にタイムスリップしたようでした。次の伝統工芸のテーマパーク「ゆのくにの森」では金箔はりや九谷焼などの体験コーナーもあったのですが、時間の関係で体験が出来なかったのが残念でした。昼食は料亭まつやにて。獲れたての魚を活かした料理に皆さん満足された様子でした。ここで、午前中に回った観光スポットで撮影した写真が配られ、参加者もたいへん感激されて、現像に走った役員も嬉しかったと聞きました。

* やりまっし 《ゴルフ大会》

「弁当忘れても傘忘れるな」と言われる石川県ですが、当日はお天気に恵まれ、雲ひとつない晴天となりました。今回の決戦の場となる小松カントリークラブは、「自然と調和し、自然と対話できるゴルフ場」をコンセプトにし、日常を離れた異空間を感



歌舞伎「勸進帳」の舞台として有名な安宅の関にて

じさせるととても素敵なゴルフ場でした。今回の参加者は168名42組という多数のため4箇所からのスタートとなり、若干の遅れはあったものの、大きな混乱も無くスタートできました。昼食をお渡しする時や記念写真の撮影時間以外は、ほとんど休憩も無く暑い中でのプレーだったので、参加者の体調が心配されましたが、そこは土地家屋調査士！日頃現場で鍛えられているので、無事に全員笑顔でプレーを終了する事ができました。ところが、今大会が開かれた週末にPGAのシニアツアーが開催されるという事で、ラフが深く難しいコース設定となっていたためか、プレー終了の時間が予定よりも大幅に遅れ、表彰式が1時間遅れになってしまい、大変ご迷惑をおかけ致しました。

*表彰式

賞品は総数66個で、優勝者は誰なのか！BMとBBを联合会役員が連覇するのか！という点に注目が集まりました。結果は下記の通りです。

また、この大会では岐阜会の若尾敏夫会員がホールインワンを達成され、大会に華を添えて下さいま



スタート前

した。表彰式の最後には、次回の当番会である香川会より挨拶があり、石川会から香川会へたすきが渡されました。

*最後に

今大会は29都道府県の方々にご参加いただき、全国の会員が一同に会し親睦と意見交換、そしてゴルフでの真剣プレー等々多彩な交流が行われたものと思います。このような歴史ある素晴らしい大会をここ石川の地で開催し、お世話をさせていただいたことは、感極まる思いです。成功させるぞ！という思い一つでこの大会を運営して参りましたが、その思いがたくさんの方々々に伝わり『おもてなしの心』として受け取っていただけた事に大変感激致しております。

何かと至らない点もあったかと思いますが、この誌面をお借り致しましてお詫び申し上げますと共に、ご協力いただいた皆様方に石川会一同、心よりお礼申し上げます。

来年も香川の地でまた皆様にお逢い出来る事を楽しみにしています。

NET ベスト 10

順位	氏名	所属	OUT	IN	GROSS	HDCP	NET
1	稲垣 勝康	愛知県	43	39	82	13.2	68.8
2	藤吉 竜也	愛知県	40	41	81	10.8	70.2
3	村本伸一郎	富山県	42	43	85	14.4	70.6
4	岡田 繁隆	愛知県	37	40	77	6.0	71.0
5	貫山 伸一	奈良県	48	45	93	21.6	71.4
6	若尾 敏夫	岐阜県	46	46	92	20.4	71.6
7	脇田 克二	和歌山県	40	40	80	8.4	71.6
8	島田 裕己	富山県	54	50	104	32.4	71.6
9	西川 義忠	石川県	40	39	79	7.2	71.8
10	加藤 幸男	大阪府	49	59	108	36.0	72.0

GROSS ベスト 5

順位	氏名	所属	OUT	IN	GROSS	HDCP
1	野里 壽史	岩手県	36	38	74	1.2
2	岡田 繁隆	愛知県	37	40	77	6.0
3	佐藤 金夫	宮崎県	39	38	77	4.8
4	高橋 重夫	愛媛県	37	41	78	6.0
5	西川 義忠	石川県	40	39	79	7.2

ホールインワン

ホール	氏名	所属	距離
アウト7番	若尾 敏夫	岐阜県	153ヤード

会長 レポート

8月16日～9月15日

Report

8月19日

清水 湛 顧問 広報部会

連合会顧問としてご指導いただいている清水 湛・弁護士（元広島高裁長官）にご来会いただき、連合会が進めている調査士法人についての諸規定の整備に関し、ご意見をお伺いした。

清水先生はかつて法務省民事局第三課長、民事局長等を歴任され、土地家屋調査士制度に直接携わってこられた方で、法律家の視点、行政の視点、学者の視点等、さまざまな角度から多くのご示唆をいただいた。近く発足予定の検討委員会委員にご就任をお願いし快諾いただく。

午後から広報部会に出席。近く開催を予定している全国広報担当者会同の運営について、及び土地家屋調査士制度制定60周年記念行事の取り組み等についての協議が行われる。

20日

業務統計等検討会 調査測量実施要領委員会

平成14年改正の土地家屋調査士法（翌15年8月施行）では土地家屋調査士の業務報酬の標準額を会則記載事項から除外することとなった。

会内外でも様々な意見があったが、法案審議の国会では、利用者の利便性の確保等の視点から何らかの代替的措置も必要ではないかと指摘がなされた。

結果、会則記載事項から除外するのと引き換えに、定期的に会員から事例ごとの報酬の額についてのアンケート調査を行い、それらの数字を統計分析の上、利用者が身近に知ることができるよう、ホームページ等で公開することとされた。昨年度、第2回目となる調査を実施し、統計調査の専門機関に分析を依頼していたが、この日はとりまとめと、それらを公表するについての打合せが行われ出席。

別室では、予てから改定の必要がいわれている調査測量実施要領について今後の取り組み方針等についての検討が業務部を中心とする皆さんで行われ、出席。

21日

保岡法務大臣ほか

法務省に自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長でもある保岡興治法務大臣を、国会議員会館に塩崎恭久・同連盟幹事長をそれぞれお訪ねし、現下の土地家屋調査士制度の懸案課題等について説明させていただくとともに、平成21年度予算についての要望等をさせていただいた。

25日

自民党・調査士議員連盟会議

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の会議が永田町の自民党本部で開催される。議員連盟会長の保岡興治法務大臣、同幹事長の塩崎恭久・前官房長官はじめ多

くの衆参両院議員にご出席いただいた。法務省からも小川秀樹民事局第二課長ほかの皆さんのご出席をいただいた。連合会役員の皆さん、全調政連の井上会長ほか役員の皆さん、全公連役員の方々とともに出席、平成21年度税制要望、予算要望等をさせていただいた。

今回は、例年お願いしている地図の整備への予算確保等の要望のほか、懸案となっている国の入札等における業務区分の見直し等について要望させていただいた。

26日

正副会長会議 常任理事会

午前 正副会長会議を開催し、午後から開催の常任理事会の運営等について協議。

午後 第4回常任理事会第1日目。実施中の各部事業の進捗状況の報告、近く開催の全国会長会議の運営、ブロック担当者会同の運営等について協議。

27日

常任理事会 法務省打合せ会

午前 常任理事会第2日目。前日に引き続き開催の会議では、各部の事業執行についての協議のほか、法人の使用人に関する規定の整備のための検討会について委員の人選・会議の運営等について協議。

午後 法務省のご協力をいただき定期的に開催している法務省民事局第二課と連合会の事務打合せ会を開催。

連合会からは直近の会務についての報告のほか、国等の入札事務における業務区分の見直し、オンライン申請に関し使い勝手の改善等について要望をさせていただく。法務省からは登記全般、筆界特定、地図整備関係等についての運営・実施の現状をご説明いただき意見交換をさせていただいた。

28日

神奈川会研修会

午後から横浜市内で開催の神奈川県土地家屋調査士会（関延之会長）主催の会員研修会に講師として出席。土地家屋調査士の制度と業務現状と課題、将来への展望等についてお話をさせていただく。私の話の前に午前・午後の長時間、弁護士の廣田尚久先生によるADRについての講演があったことから、会場には大勢の会員が出席されていた。

29日

大阪公嘱協会総会

私自身も社員となっている大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会の定時総会に連合会長として招待をいただき出席。祝辞の中で、新公益法人法の施行を機に、今まで以上に期待される協会像の構築のために組織の見直しを含め一段の充実を図っていただきたい旨を述べさせていただいた。

30日

松浪健太議員政治報告会

自民党調査士議員連盟役員としてご尽力いただいている自由民主党松浪健太議員の政治報告会と激励会が大阪府下のホテルで開催され出席。

若さと行動力でご活躍中の松波議員だが、改造内閣では内閣府政務官（規制改革等担当）に就任された。先生の地元での開催ということから幅広い分野から大勢の支持者が出席され、松波議員の国政報告に聴き入った。

31日

日調連ゴルフ大会前夜祭

第23回目となる連合会主催の親睦ゴルフ大会は今年、中部ブロック協議会を当番ブロックに、石川県土地家屋調査士会（小林彦幸会長）のお世話で小松カントリークラブを会場に開催となった。この日は夕刻から会場近くのホテルで前夜祭が開催され、全国各地から参加の会員の皆さん、ご家族の皆さんと歓談させていただく。

9月1日

日調連ゴルフ大会

週間天気予報では雨とのことで心配していた空模様だが、この日は雲ひとつない快晴。

名門小松カントリークラブは次週はトーナメントを開催ということで、グリーンもフェアウェイもきれいに整備され気持ち良いコース。私は斉藤 忠・愛知会長、山本 守・徳島会長、小保方廣幸・群馬会長と一緒の組。私自身は相変わらずのスコアだが、楽しい一日を過ごさせていただいた。記念品として小林会長が用意していただいたのが今人気のある『マイ箸』。資源節約・環境保全への貢献の一環とのこと。準備から開催までの一切をお世話になった石川会の皆さんに感謝。

2日

太田誠一・農水大臣 モーニングセミナー

都内のホテルで自民党調査士議員連盟副会長でもあられる太田誠一・農林水産大臣のモーニングセミナーに出席させていただき国政報告、政局の行方等についてのお話を伺う。井上政治連盟会長ほか政治連盟の役員のみなさんも同席。

4日

常任理事会 理事会

午前 常任理事会を開催。午後から開催の理事会議題及び議事運営についての打ち合わせを行う。同時に顕彰審査会を開催し、叙勲・褒章の推薦候補者について審査・協議を行う。

午後 第3回理事会 各部の事業執行、当面の課題、全国担当者会の実施計画、当面の課題等、幅広い分野にわたって協議。

夕刻 井上孝三郎・全調政連会長、齋藤 正同幹事長と当面の課題等について意見交換。

5日

理事会第2日目

各役員からそれぞれの所掌事項についての報告ののち、全国会長会議の運営等について協議。

10日

小林内閣府審議官来会

数年前、法務省民事局第二課長としてご指導いただいた小林昭彦・内閣府司法制度改革推進室長が来会。三年の任期を終え、東京高裁にご転勤されるに伴っての挨拶に、ということであったが、司法制度改革の仕上げ・実施段階を担われた室長には連合会もADRの推進、法テラスとの連携等、様々な面でお世話になりご指導賜った。連合会を代表してお礼を申し上げた。因みに小林室長は民事局第二課長当時、小杉健治氏の著書『境界殺人事件』に一文を寄せられているが、その中で土地家屋調査士の制度と業務について大いにPRしていただいている。

11日

第1回調査士法人に関する規程等検討委員会

過日の総会審議での宿題でもあり、懸案となっている土地家屋調査士法人に関する諸規定の整備についての検討委員会の第1回会議を開催。

委員には連合会顧問の清水 湛・弁護士、山野目章夫教授、安本典夫教授、波光 巖・弁護士の各先生方、調査士委員として井畑正敏連合会法務委員長、林 千年岐阜会長、菅原浩明埼玉公嘱協会理事の各氏をお願いした。この日は第1回ということで山野目教授を座長に選任し、問題提起の背景の説明、論点の整理、関係法令との突合などを中心に検討された。

調査士法人の制度の活用がようやく注目されてきた昨今、その業務遂行のあり方を含め、土地家屋調査士制度の根幹にかかわることでもあり、委員の皆さん方の幅広い視点での議論に期待させていただいている。

14日

調査士倫理検討委員会

この日は休日だが、特にお願ひして法曹倫理に関する研究者でもあり、ADRへの取り組みをはじめ、土地家屋調査士業務にもご理解を頂いている加藤新太郎・水戸地裁所長をお招きして倫理規程の検討会・勉強会を開催。

規程案段階の各条項について土地家屋調査士業務の実情、社会環境の確認、関連法の解釈を含め様々な視点から検討。加藤先生のご指摘に、目から鱗の場面が一再ならずあり、とても勉強になった。来年早々に開催予定の全国会長会議を経て、次年度総会には規程案として上程することを目標としている。

長野会

「長野支部・支所研修旅行記」

長野支部 小池 純平



『会報ながの』第171号



長野支部・支所合同の毎年恒例の平成20年度の研修旅行は、昨年の金沢・能登と趣を変えて、去る6月6日から7日の日程で一日目には茨城県つくば学園都市にある国土地理院や、千葉県佐原市にある伊能忠敬記念館を、二日目には東京の江戸東京博物館、浅草の浅草寺を訪れました。今回は主として測量や地図の勉強を目的として、実施されました。

例年であれば、出発直後からバス内では大宴会が始まり、目的地に到着しても観光もままならない状態といったところですが、今回の第一目的地が「国土交通省国土地理院」であり、研修前から泥酔状態になるわけにもいかないということで、お酒は控えめに静かな出発となりました。

国土地理院は、一昨年頃から勉強会や研修会で頻繁に取扱われている基準点測量やGPS測量、またGIS等、測量や地図情報に関

する世界的にも最高レベルの技術が集約された総本山ともいえるべき神聖な場所。参加した会員全員が日頃の業務と密接に関係のある内容ということで興味津々でした。

私が特に興味があったものの一つが、明治時代に作成された一等三角点の「点の記」。これには、現在の点の記には存在しない項目があるのです。一等三角点ですから、その殆どは自動車では到達することができず、徒歩で5時間以上を要する深い山奥です。食料の調達方法や飲料水の確保の方法、宿を取る方法など、およそサバイバル的な要素が多いことに驚きました。「飲水ハ残雪ヲ溶シテ使フベシ」。この記述からは設置作業がまさに命がけであったことを伺い知ることができます。

日頃、大変お世話になっている街区基準点ですが、大先輩達の大変なご苦勞があったからこそ使うことができるのだと思うと、測量機でミラーを視準するたびに身の引き締まる思いであります。

また、伊能忠敬記念館では、かの有名な「伊能図」の作成方法や現在の地図との比較などを見ることができました。当時の最高技術とはいえども江戸時代の幼稚な測量機器で作られたその日本地図は

相当高い精度で作成されていたことが分かりました。

現在の私達に与えられている技術は当時のものとは全く比較にならない程素晴らしいものであります。こうした技術は、過去に活躍した大先輩達の存在なくしてはありえなかったものであることは明白です。同様に私達の仕事が、将来の更なる技術の基礎・基盤となりえるものでなくてはなりません。

昔を辿ることで今の我々がやらなくてはならないことが何となく分かってきたような気がしました。

こんな感じで一日目のインテリな日程は終了し、一行はお宿に向かいます。予定よりも少し遅れて犬吠埼京成ホテルに到着し、大急ぎでとりあえず温泉に浸かり、間髪入れず宴会となりました。宴会では地元の魚介類を堪能しました。一日目の勉強中心の日程のためか、皆さんお疲れの様子でほぼ全員が早めの就寝となりました。

二日目は大都会東京に向かい、最初に江戸東京博物館や浅草の浅草寺を訪問しました。

個人的に東京へ訪れるのは試験勉強をしていた頃の模擬試験の日以来でしたので、懐かしかったです。それにしても東京の建物と建物の密接ぶりにあらためて驚きま



した。一体どうやって建築したの
だろうとか、どうやって建物調査
をするのだろうとか考えてしまい
ました。

今年の旅行もおかげさまで天気
も終始晴天で、大変充実したもの
となりました。勉強が主の真面目
な旅行でしたが、たまにはいいの

ではないかと感じています。

幹事の田中さんをはじめ、皆様
大変お疲れさまでした。



秋田会

「描かれた北東北 北東北三県共同展 2004」

北東北三県共同展実行委員会 著
平成 16 年 (2004) 8 月 24 日 発行

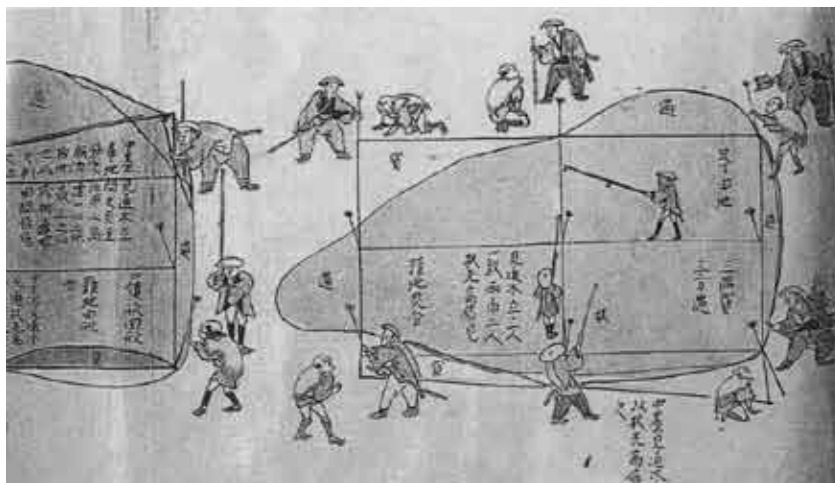


『会報あきた』第 133 号

けんちずえ 検地図絵

江戸後期 紙本着色 32.1×840.1
玄福寺 (秋田県平鹿町)

「うようしゅうほくすいどろく羽陽秋北水土録」に付属した図
絵といわれる。羽陽秋北水土録は
ひらかまちげんぶくじ秋田県平鹿町玄福寺の住職 浄因
じょういん(1730～1804) によって記録され
たもので、荒廃する農村を立て直
すために秋田藩に献上した意見書
とされる。本資料はこれに付属した
図絵といわれ、検地の様子や、土
地の計算の仕方等が描かれている。



けんちぎょ検地竿を使って土地を計測している様子が描かれている。
「過」と「貸」で土地の曲線部を直線に換算している。

にほんえんかいよちずちゅうずとうほく
日本沿海輿地図（中図・東北）

伊能忠敬 江戸後期 紙本着色
230.7 × 162.4 東京国立博物館

いのうただたか かんせい
伊能忠敬は寛政12年（1800）から17年を費やして全国を測量。最終的な成果品は弟子たちによって文政4年（1821）に幕府に提

出された。縮尺別に大図214枚（縮尺3万6千分の1）、中図8枚（縮尺21万6千分の1）小図3枚（43万2千分の1）の225枚からなり、地図一式には「大日本沿海輿地全図」の名称が付され、「最終上呈本」と通称されている。この正本は明治新政府に引き継がれたが、明治6年（1873）に全

部焼失した。本図はその副本。正本の海岸線などを針で突いて写し取ったもので針穴が確認できる。三河（現愛知県）吉田藩主大河内家に伝わったもので、伊能図の中でも最も優れたできばえとされている。緯線は38度から41度までを引く。なお、津軽半島の竜飛から小泊までは未測量。



速報

平成20年度第1回全国会長会議 & 2008広報担当者会同

平成20年度 第1回全国会長会議

平成20年9月18日(木)～19日(金)の2日間にわたり土地家屋調査士会館において、第1回全国会長会議が開催されました。

1日目は連合会活動の報告を兼ねた連合会松岡直武会長の挨拶から始まり、規制改革会議のヒアリング報告、地積測量図の適正な作成者についての説明の後、平成20年度の緊急課題として、オンライン登記申請、UR都市機構の未登記建物解消への対応、継続研修(CPD)の具体的運用についての説明があり、その後、各土地家屋調査士会会長との活発な意見交換が行われました。

また、平成地籍整備と地図作りの概要説明と法務省民事局民事第二課担当官から地図整備作業の協力依頼の説明が行われました。

2日目は各部からの実施状況報告が行われました。最後に全体を通じた意見交換が行われ、特に連合会予算措置に関する事、土地家屋調査士法人に関する諸問題についての意見・要望が各会長から提案されました。詳細につきましては11月号に掲載いたします。

2008広報担当者会同

平成20年9月25日(木)～26日(金)の2日間にわたり土地家屋調査士会館において全国の土地家屋調査士の広報担当者が一堂に会

全国会長会議



2008広報
担当者会同

し、2008広報担当者会同を開催しました。

会同は全国と地域の連携を図り、効率的な広報活動の構築を目指すことを目的としています。

はじめに「PR活動」を学ぶと題して読売新聞東京本社川人献一宣伝部長を講師にお招きし、地域に根ざした広報活動の事例紹介、企画立案の考え方等をお話いただきました。

次に2010年に土地家屋調査士制度制定60周年を迎えるにあたり、連合会は記念事業の一環として来年7月から3年間にわたり全国展開される「伊能大河ウォーク」を提言し、各会で検討をお願いしました。締めくくりは広島会藤原会員、滋賀会上田会員による広報

活動の事例報告が行われ、間に閑話休題として日本GPSソリューションズ(株)の山本氏から「衛星測位に関する動向」と題して最新の技術について紹介がありました。2日目は大阪会和田広報部長が大学で実施している寄付講座の事例報告があり、次に連合会広報部の活動報告とフリートーキングでは進行を連合会藤木部長に交代し、各会広報担当者に意見を求め、時間延長になる程活発な意見交換がなされました。これを機会に全国の広報に関する情報を共有し、連合会との役割分担を明確にした上で広く広報活動を展開して行くための指針を示めし2008広報担当者会同を閉幕としました。詳細につきましては11月号に掲載いたします。

ち ょ う さ し 俳 壇

第 281 回



波長

水上陽三

柏手の鉄扉に響く敗戦忌
高鳴りて暇の水路稲の花
夏惜しむ灯を連綿と富士の山
勢力図北に偏る雨の処暑
耳鳴に波長のありて秋の蟬

雑詠

水上陽三選

愛知 清水正明

妖しさはゴッホの耳か月夜茸
渡し場も八幡原も霧の中
黒々とチセを燻すやななかまど
(チセはアイヌ語の家)
蓑虫や落葉松林荒れるまま
宇治十帖迷ひながらに秋惜しむ

岐阜 堀越貞有

藪からし悠々自適など無縁
露地奥に魯迅の生家夾竹桃
ゆびさきで弾き飛ばされ放屁虫
万緑に溺れるほどの樹海かな
お花畑過ぎてもなほもお花畑

東京 黒沢利久

宰相の辞任飛び出す秋の夜
改札口妻の出て来る秋の暮
墨堤の川風淡し渡り鳥
七輪を離れる烟り青さんま
飯炊いて鬼城と子規の忌を修す

茨城 島田 操

定年のなき生業や稲穂波
群雀山に聳す威銃
盆径に幼なじみと逢ひにけり
喜寿はなほ若いといはる敬老会
引き売りの農高生や秋なすび

埼玉 井上 晃

長居して長話して冷房裡一
一陣のカーテン煽る風涼し
万緑やお巢鷹の霊宿る道
激雷の過ぎたる街の真暗闇
手を振るは帰省の孫か遙かより

今月の作品から

清水正明

妖しさはゴッホの耳か月夜茸

句意は、半月状扁平、厚い肉質で、上面は平滑で暗紫色、ひだは白色で暗所では青白く発光する月夜茸をテレビで見たと、ゴッホが共同生活をしていたゴーギャンとの諍いで、自分で剃り落として娼婦に届けた耳の話を思い出し、青白い耳の形を想像したという作。一種の比喩俳句と解すべきだが、想像力即感性に感銘した。

堀越貞有

藪からし悠々自適など無縁

生涯現役と言われる我々の職業も、最近の経済情勢では悠々自適など思いもよらない

い実態を嘆いているのである。そのような生活のあり用を、二岐になった巻髭で樹木などに、巻き付いて茂り、往々それを枯らし

てしまう蔓生雑草で人々に疎まれる藪からしと取り合わせた、皮肉っぽい作品である。

黒沢利久

七輪を離れる烟り青さんま

將軍様を虜にした目黒のさんまのように、七輪で煙を立てながら焼いた秋刀魚の味は絶品である。滴る油の燃える煙が、さんまを離れていくと言う表現こそ新鮮な青さんまに相應しい。ついでに触れておくが、食べ物俳句は努めて美味しそうに作らなければならない。

島田 操

引き売りの農高生や秋なすび

農業高校の生徒たちであろう。実習地で栽培し自ら収穫した、昔は嫁に食わせるなとまで言われた美味で貴重な秋茄子をリヤカー等で引き売りしていると言う、秋茄子の句としては異色の作である。

井上晃一

激雷の過ぎたる街の真暗闇

ゲリラ豪雨に伴って今年の雷は近年に無く激しいものであった。激しい雷が止み、雨が通り過ぎた後の街は落雷によって停電し真暗闇だという今年の気象状況を端的に表現した一句である。

8 月
19 日

新公益法人法及び整備法対応 PT 会議
＜協議事項＞

1. 公益法人制度改革への対応について

第 1 回 UR 機構未登記対応 PT 会議
＜協議事項＞

1. 今後の対応について

第 1 回地図対策室会議
＜協議事項＞

1. 地図対策室における対応方針等について

19～20 日

第 3 回広報部会
＜協議事項＞

1. 広報ツール(パンフレット等)の制作について
2. 「デジタルマップフェア 2008」への後援について
3. 広報担当者会同について

20 日

第 2 回筆界特定制度対応 PT
＜協議事項＞

1. アンケートの集約について
2. 日弁連協議会について
3. ブロック会同への対応について

第 1 回業務統計等検討会
＜協議事項＞

1. 土地家屋調査士及び業務報酬に関する調査及び研究について

第 1 回調査要領委員会
＜協議事項＞

1. 調査・測量実施要領の作成に向けての基本方針について
2. その他

25 日

第 2 回 14 条地図作成作業規程対応 PT 会議
＜協議事項＞

1. 14 条地図作成作業規程の改訂について

26 日

第 4 回正副会長会議
＜協議事項＞

1. 第 4 回常任理事会協議事項の対応について

26～27 日

第 4 回常任理事会
＜協議事項＞

1. 平成 20 年度第 1 回全国会長会議の運営等について
2. 「調査士法人に関する規定等検討委員会」について
3. 平成 20 年度総務部事業の執行状況について
4. 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備について
5. 土地家屋調査士会の自律機能確立の指導・支援について
6. 懲戒処分事例、注意勧告及び紛議の調停に関する調査と分析に関する依頼文書について
7. 土地家屋調査士倫理規範の啓発及び土地家屋調査士倫理規程(案)について
8. 日調連海外研修旅行に関する日本旅行との業務委託契約について

27～28 日

第 3 回研修部会
＜協議事項＞

1. 土地家屋調査士専門職能継続学習(土地家屋調査士 CPD)制度の稼働について
2. 土地家屋調査士研修制度基本要綱及び研修体系の整備について

9 月
4 日

第 5 回常任理事会
＜協議事項＞

1. 第 3 回理事会の審議及び協議事項の対応について
2. その他

4～5 日

第 3 回理事会
＜協議事項＞

1. 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正について
2. 土地家屋調査士倫理規程(案)について
3. 平成 20 年度第 1 回全国会長会議の運営等について
4. 業務部・研修部・社会事業部における説明会(ブロック出向)計画について
5. 土地家屋調査士専門職能継続学習制度について
6. 広報担当者会同の予算執行について
7. 第 6 回国際地籍シンポジウムへの参加について
8. 第 2 回つくば国際ウォーキング大会開催に係る協力について
9. その他

第 3 回理事会業務監査

5～6 日

XML 検討会
＜協議事項＞

1. XML 土地所在図等作成ソフトについて
2. 今後の予定について

8 日

第 2 回 CPD 運営委員会
＜協議事項＞

1. 第 1 回全国会長会議の対応について
2. 各ブロック協議会出向説明会の実施について
3. 土地家屋調査士専門職能継続学習の公開方法について

9 日

第 2 回特別研修運営委員会
＜協議事項＞

1. 第 4 回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について
2. 受講者募集に対する対策について
3. 今後の日程について

第 4 回教材作成委員会(事前打合せ含む)
＜協議事項＞

1. 第 4 回土地家屋調査士会特別研修教材Ⅱ(申立書)の作成について

11 日

第 4 回総務部会
＜協議事項＞

1. 平成 20 年度第 1 回全国会長会議の運営等について
2. 「土地家屋調査士倫理規程(案)」について
3. 第 1 回土地家屋調査士法人に関する規定等検討委員会の運営等について

12 日

第 5 回編集会議(電子会議)
＜協議事項＞

1. 会報について
2. 2008 広報担当者会同について
3. 広報ツール(パンフレット等)の制作について

ご存じですか？国年基金には ご夫婦で加入できることを!!

～本人と奥さんの一緒に加入で、老後の安心も倍増できる公的な年金制度です～



土地家屋調査士国民年金基金

基金には奥さんと補助者の方も加入できます！

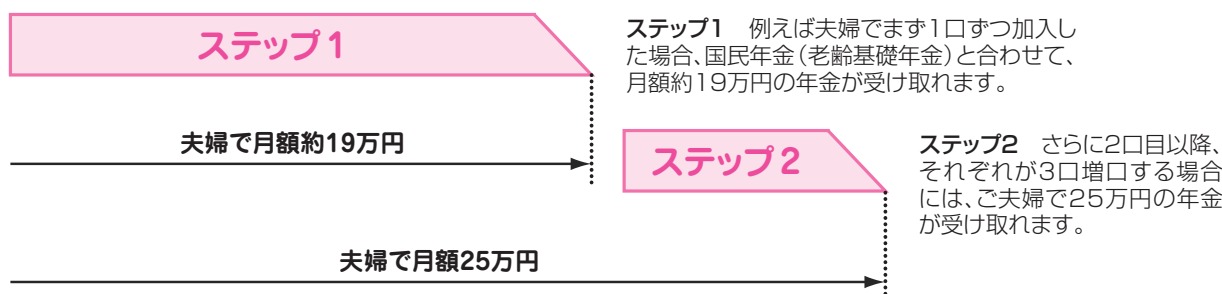
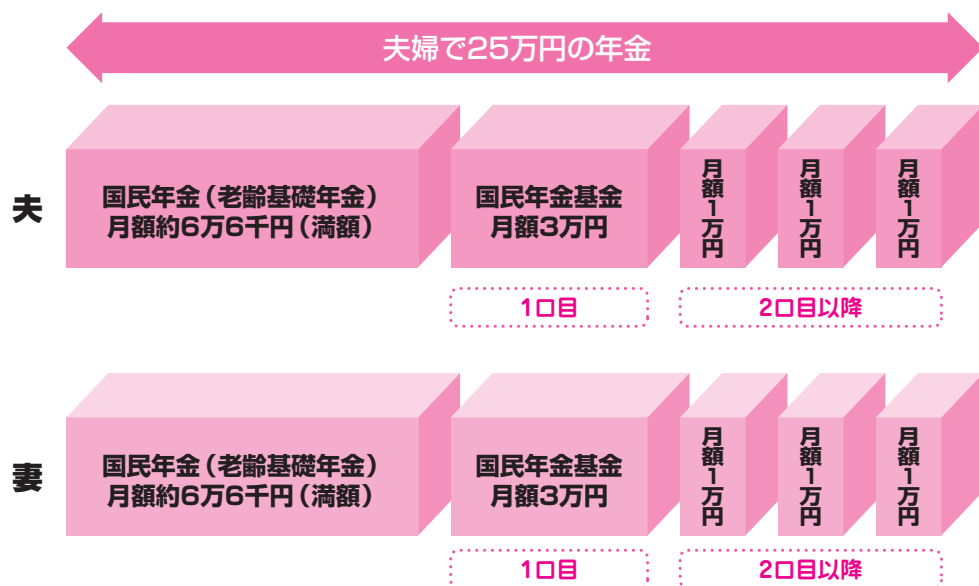
土地家屋調査士国民年金基金に加入できるのは、土地家屋調査士の方だけではありません。ご本人はもちろん、奥さん（被扶養配偶者）及び補助者の方も加入することができます。国民年金基金への加入手続きをして掛金を納めていくことで、将来奥さん自身の「年金」を増やすことができます。

国民年金基金の年金は、国民年金を基盤にして加入者自身の生活設計に応じて上乗せしていくものです。ご夫婦で加入すれば「年金プラン」もより広がり、ご夫婦の年金を充実させることができます。

ご夫婦で25万円の年金（月額）を受け取るには…

■ 最適な年金プランが1万円単位で自由に設計できます

*1口目が3万円、2口目以降の1口が1万円なのは35歳0月まで加入した場合。



※加入後の増減口は自由に行えますので、少しずつ増口していくこともできます。

ご夫婦加入で倍増するメリットは…？

その
1

奥さん自身の年金が増やせます！

奥さん名義の「年金」が受けられることとなります。

その
2

ご夫婦での加入で掛金限度額も2倍になります！

掛金月額の上限6万8千円が、ご夫婦であれば13万6千円までとなります。

その
3

節税効果も倍増します！

年間所得控除額81万6千円（掛金は全額「社会保険料控除」の対象）が、ご夫婦であれば163万2千円までとなります。

それでは具体的にどのようなメリットになるのでしょうか。

前頁の「ご夫婦で25万円の年金プラン」を受け取るためのモデルケースを検証してみましょう。

モデルケース

基金の年金が月額12万円となるように、すべて終身年金A型を選択。

【35歳0月同士の夫婦】

夫だけ加入する
場合の
掛金月額

夫：
 $16,680 + 50,040 \text{円} = 66,720 \text{円}$
(1口目) + (9口) < 68,000円
(掛金限度額)

掛金限度額以内なので、OK

ご夫婦で加入の場合の
掛金月額
(年金月額は各6万円)

夫・妻：
 $33,360 \text{円} + 39,810 \text{円} = 73,170 \text{円}$
(1口目+3口) + (1口目+3口)
夫 33,360円 < 68,000円 (掛金限度額)
妻 39,810円 < 68,000円 (掛金限度額)

掛金限度額以内なので、OK
さらなる増口も可能です!!

【40歳0月同士の夫婦】

夫：
 $14,580 + 72,900 \text{円} = 87,480 \text{円}$
(1口目) + (20口) > 68,000円
(掛金限度額)

限度額を超えてしまうので、NG

夫・妻：
 $43,740 \text{円} + 52,140 \text{円} = 95,880 \text{円}$
(1口目+8口) + (1口目+8口)
夫 43,740円 < 68,000円 (掛金限度額)
妻 52,140円 < 68,000円 (掛金限度額)

掛金限度額以内なので、OK
さらなる増口も可能です!!

*ご夫婦加入では、80歳前に亡くなられた場合、遺族の方に一時金が支給されるA型を中心に考えられるケースが多いようです。

(年間掛金額: 約115万円 = $95,880 \times 12$ ヵ月)
仮に税率30%のご夫婦であれば、実質的な掛金額は約81万円といえます。
これは、掛金を納めながら年利30%の貯蓄をしているようなものです。
(実質的な掛金月額: 67,116円)

以上のことから、奥さんの加入によって、夫だけでは設計できない「年金プラン」をたてることができます。掛金限度額に余裕ができるので、さらなる増口も可能になり、より充実した年金を受け取ることもできます。

国民年金基金についてのお問い合わせは

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶ ☎ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！
いますぐアクセス!! ▶▶ HP <http://www.chosashi-npf.or.jp/>

裁判員制度が平成 21 年 5 月 21 日から始まります！

裁判員制度は、国民から選ばれる裁判員が、
刑事裁判に参加する制度です。
6人の裁判員と3人の裁判官が、
ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、
有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

裁判員裁判の対象事件

●裁判員裁判対象事件数の内訳

強盗致傷(695)／殺人(556)／現住建造物等放火(286)／強姦致死傷(218)／傷害致死(171)／強制わいせつ致死傷(168)／強盗強姦(129)／強盗致死(66)／危険運転致死(51)／その他(303)

裁判員裁判対象事件数 2,643件



上記事件数は、平成19年に地方裁判所で受理した事件数。

裁判員制度は、
平成21年5月21日に、
全国60か所で始まります。^{※1}

●地方裁判所の本庁50か所

都道府県庁所在地のほか、函館、旭川、釧路

●地方裁判所の支部10か所

八王子、^{※2} 小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、
岡崎、小倉、郡山

裁判員は、それぞれの裁判所の管轄区域内に
居住する有権者から選ばれます。

※1 平成21年5月21日以降に起訴された事件が対象となります。

※2 実施時までに立川市へ移転予定です。

裁判員裁判の日数

裁判員の負担を軽減するためにも、裁判にかかる
日数ができるだけ短くなるように、さまざまな工夫や
努力を行います。たとえば、裁判における争点や証拠
を事前に整理したり、できるだけ裁判を連日的に
行ったりすることによって、約7割の事件は、3日以内
で終わります。

裁判は、昼食などをはさんで5～6時間。
事件によって異なりますが、たとえば、午前9時30分頃
に裁判所に来て、昼食時間や休憩等をはさんで
午後5時頃まで裁判や評議、打ち合わせを行うと
いったスケジュールとなります。

裁判にかかる日数、3日以内が約7割。

想定される裁判日数

6日以上は
約1割

5日以内は
約2割

2日以内は
約2割

3日以内は
約5割

(最高裁判所推計)

3日以内の事件では、連続して開廷する予定です。また、6日以上的事件に
ついては、1週間に開廷する日数を3日程度とするなど、みなさんの負担ができる
だけ小さくなるよう努めます。

裁判員等になる確率

1年間で裁判員
または補充裁判員
になる確率は、

約5000人に1人。
(補充裁判員を2人選ぶと仮定した場合)

1年間で
裁判員候補者に
なる確率は、

約400人～800人に1人。
(1件あたり50人～100人選ぶと仮定した場合)

(平成19年最高裁判所推計)

裁判員の役割

審理



裁判員は、裁判官と一緒に審理に立ち会います。

- 裁判官、検察官及び弁護人は、法廷での審理を始める前に、事件の争点を整理し、必要な証拠を厳選した上で、争点に集中した審理を行います。
- 大量の証拠を読み込む必要はありません。法廷で証人や被告人の話を聞いたり、凶器などの証拠品を見たりすれば、事件について判断することができます。法律知識も必要ありません。
- 裁判官、検察官及び弁護人のやりとりが平易で分かりやすいものになるように工夫します。

評議



裁判員は、裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするかを議論し、決定します。

- 評議では、法廷で見聞きした証拠のみに基づいて判断します。
- 評議では、ひとりひとりの疑問、意見を自由に述べあうことが大切です。
- 裁判員と裁判官が議論を尽くすことによって、正しい結論を導き出すことができます。

判決



裁判員は、裁判長が行う判決宣告に立ち会い、その職務を終えます。

国民のみなさんが参加することによって、ひとりひとりの感覚や経験に根ざした、新鮮で多様な視点が裁判にもたらされます。

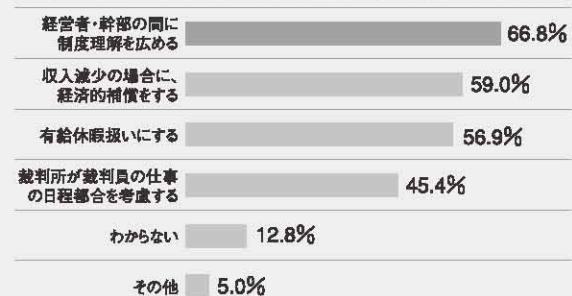
裁判員裁判に参加しやすいするための環境整備

裁判員は、20歳以上の有権者の中から選ばれます。このうち、勤めている方は、5割以上。（平成20年4月労働力調査より）

会社経営に携わる方々には、特別な有給休暇制度を創設するなど、従業員が裁判に参加しやすい環境づくりをお願いします。

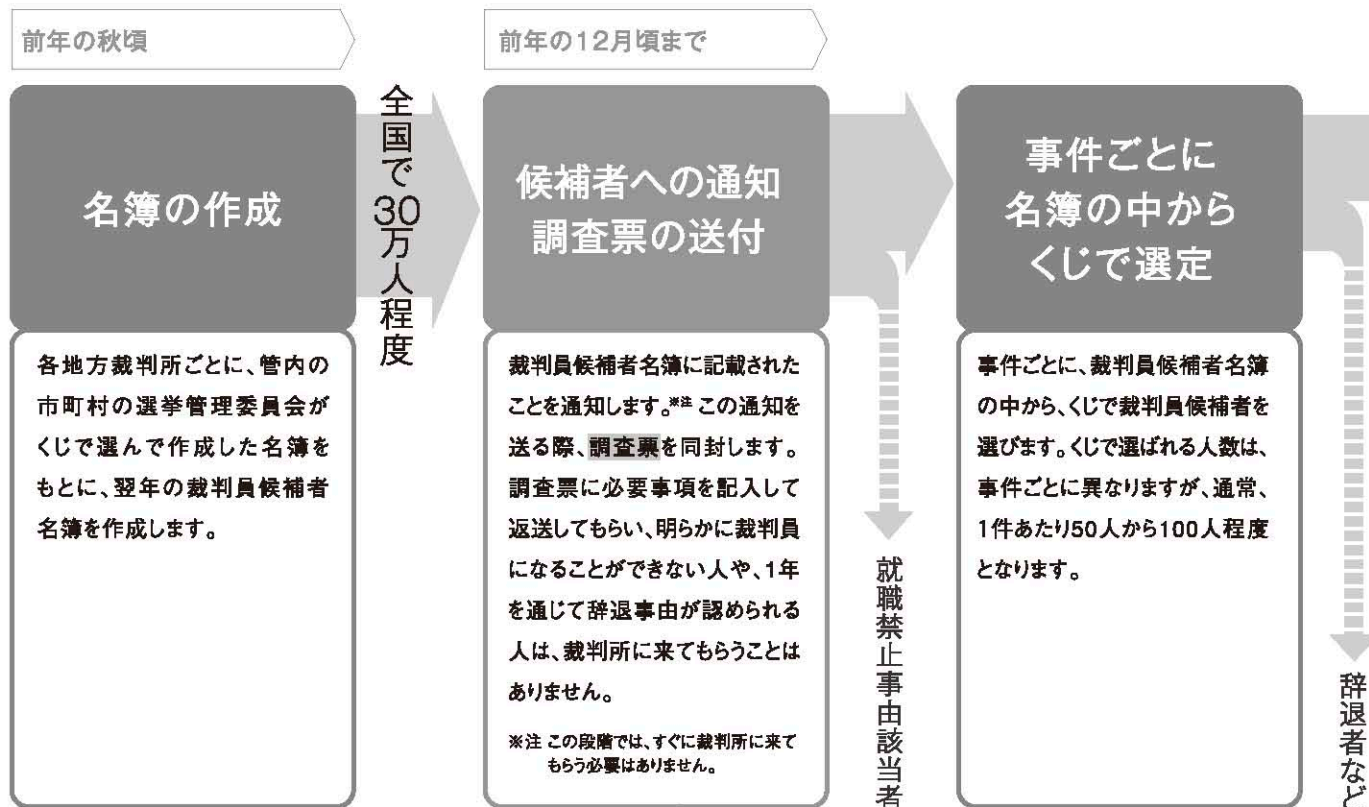
最高裁判所が実施したアンケートでは、国民のみなさんが裁判員として参加できない具体的な理由として、「仕事等（学業・家事を含む）の重要な用事がある」がもっとも多く挙げられました。さらに、サラリーマンなどが裁判員の役目を果たしやすいようにするために、どのようにすればよいかについて、もっとも多かった回答は、「会社の経営者や幹部の間に、裁判員制度への理解を広める」でした。

国民（サラリーマン）が裁判員として参加しやすいするために実施すべき環境整備



※「裁判員制度についてのアンケート」平成18年最高裁判所

裁判員等選任手続の流れ (審理日数3日程度の場合)



調査票でおたずねすること

- 裁判員になることができない事由(就職禁止事由)の有無。
(例:自衛官や警察職員など)
- 1年間を通じて辞退することができる事由がある場合、辞退希望の有無・理由。(例:70歳以上の方、学生または生徒の方、過去5年以内に裁判員等を務めた方、重い病気やケガにより、1年間を通じて裁判に参加することがむずかしい方など)
- 月の大半にわたって裁判員となることが特にむずかしい月がある場合、その月における辞退希望の有無・理由。[※](例:株主総会の開催月、決算期など)

^{※注} 調査票の記載から、特定の月の大半にわたって、裁判員になることができない事情(辞退事由)があると認められる場合、その月に行われる事件については、裁判員候補者として裁判所に来てもらうことはありません。

質問票でおたずねすること

以下のような事情に当てはまる方について、辞退を希望等をおたずねします。

- 重い病気またはケガにより裁判所に行くことがむずかしい
- 親族・同居人の介護・養育を行う必要がある。
- 他の期日に行うことができない社会生活上の重要な
- 妊娠中または出産直後(出産日から8週間以内)で
- 重い病気またはケガにより治療を受ける親族・同居人のに付き添う必要がある。
- 妻・娘の出産に立ち会い、またはこれに伴う入退院必要がある。
- 裁判所の管轄区域外の遠く離れた所に住んでお行くとむずかしい。
- 仕事上の重要な用務があって、自らがこれを処理しない損害が生じるおそれがある。

裁判員制度に関するお問い合わせは、お近くの検察庁、裁判所

原則、裁判の6週間前まで
(通常より長い事件の場合、8週間程度前まで)

裁判の当日

選任手続期日の お知らせ (呼出状)・ 質問票の送付

くじで選ばれた裁判員候補者に選任手続期日のお知らせ(呼出状)を送付し、その際、質問票を同封します。選任手続期日のお知らせ(呼出状)には、裁判所に来てもらう日程が記載されています。質問票の回答から、辞退が認められる場合には、呼出しを取り消しますので、裁判所へ来てもらう必要はありません。

辞退者など

選任手続

選任手続期日のお知らせ(呼出状)を受け取った裁判員候補者には、選任手続の当日、裁判所へ来てもらうことになります。裁判長は、候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をします。この手続は、候補者のプライバシーを保護するため、非公開となっています。

辞退者など

6人の 裁判員を 選任

最終的にその事件の裁判員6人(必要な場合には補充裁判員も選任)をくじで選びます。通常の事件であれば、午前中に選任手続を終了し、午後から審理を開始します。裁判員や補充裁判員に選ばれなかった方は、ここですべての手続が終了になります。

※裁判員等から申出があれば、裁判所に来たことの証明書を発行します(裁判員候補者の場合は呼出状に証明スタンプを押印します)。

選任手続の当日にお聞きすること

質問票等の回答のみでは辞退が認められなかった裁判員候補者や、当日に初めて辞退を希望した裁判員候補者には、具体的な事情をお聞きします。あわせて、不公平な裁判をするおそれがないかを確かめる質問も行います。

仕事を理由とする裁判員の辞退について

裁判員制度は、広く国民のみなさんに参加してもらうことで初めて成り立つ制度です。法令が定める辞退事由に該当すると認められない限り、裁判員等になることを辞退することはできません。仕事を理由として裁判員を辞退するためには、「仕事上の重要な用務があって、自らがこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある」場合に該当する必要があります。個々のケースにおいて、仕事を理由とする辞退が認められるかは、裁判員候補者の具体的な事情を、質問票や質問手続で確認した上で、

例えば、

- ①裁判員として職務に従事する期間
(期間が長いほど仕事への影響が大きい。)
 - ②事業所の規模
(事業所の規模が小さいほど仕事への影響が大きい。)
 - ③担当職務の代替性
(代替性が低いほど仕事への影響が大きい。)
 - ④予定される仕事の日時を変更できる可能性
(裁判員として職務に従事する予定期間に、日時変更の困難な業務がある場合には、仕事への影響が大きい。)
- などの観点から、総合的に判断されることとなります。

おなやみなし

， 弁護士会または法テラスコールセンター (0570-078374) まで

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成 20 年 8 月 1 日付
埼玉 2421 松本 和茂 千葉 2038 伊東 俊雄
静岡 1658 吉川 之敏 新潟 2147 田邊 千明
新潟 2148 笠原 浩之 兵庫 2332 権 英雨
兵庫 2333 前田 博行 岐阜 1190 康 哲
山口 929 大下 竜司 熊本 1152 端田 俊彦
熊本 1153 藤嶋 雄大 愛媛 811 萬代 毅

平成 20 年 8 月 11 日付
神奈川 2815 山田 武宏 埼玉 2422 藪内 優征
山梨 373 坂本 寛 愛知 2679 井之上 勝
香川 679 石井 宏明

平成 20 年 8 月 20 日付
東京 7513 菅井 利真 京都 802 谷垣 和弘
愛知 2680 中山 智治 富山 485 中村 有孝
佐賀 528 井上 浩 宮城 974 杉山 智彦
岩手 1119 田中 政利

登録取消し者は次のとおりです。

平成 20 年 6 月 1 日付 群馬 247 外所 弘
平成 20 年 6 月 13 日付 新潟 1550 穂刈 邦男
平成 20 年 7 月 1 日付 神奈川 466 川上 三宝
平成 20 年 7 月 11 日付 群馬 384 黒澤 利雄
平成 20 年 7 月 16 日付 佐賀 216 豊村弥平太
平成 20 年 7 月 30 日付 神奈川 1314 池田 尚弘

平成 20 年 8 月 1 日付
東京 4890 海野 修 静岡 1649 市川 貴規
大阪 2210 東 忠男 石川 33 松原 政義
山口 112 小田 正夫 鹿児島 728 野村 光広

平成 20 年 8 月 11 日付
神奈川 2044 會田 恒 山梨 129 山本 哲也
長野 1835 保科 清人 長野 2259 傳田 康典
大阪 2601 村松 謙一 兵庫 1659 福井 強
愛知 1912 中田 庸介 広島 1056 井口 益治
鹿児島 831 馬場 哲郎 宮崎 714 吉田 新治
山形 1091 浦川千代勝 秋田 936 佐藤 重一

平成 20 年 8 月 20 日付
大阪 2901 秦 篤彦 兵庫 1505 中川 力
福岡 1603 徳淵 三徳 佐賀 521 廣松 常代
札幌 874 白石 幸一

① お知らせ

土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について



次の土地家屋調査士会が標記法務大臣の団体指定を受けました。

○法務省告示第395号

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第1項第7号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成20年8月29日

法務大臣 保岡 興治

名 称	主たる事務所
沖縄県土地家屋調査士会	那覇市泉崎二丁目一番地の四

○法務省告示第419号

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第1項第7号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成20年9月18日

法務大臣 保岡 興治

名 称	主たる事務所
和歌山県土地家屋調査士会	和歌山市四番丁七

編集後記

去る平成20年9月25日、26日の両日、土地家屋調査士会館において広報担当者会が開催された。全国50会の広報担当者が一堂に集合して、会員力の結集を試みた会であり、土地家屋調査士制度制定60周年に向けた提言や、企画案も盛り込まれ内容の濃いものであったと所感する。

3部構成に仕組まれた《第1部PR活動を学ぼう》では、読売新聞東京本社／川人宣伝部長からイベント企画、社会貢献とPR等について講義がされ、イベント企画は、単体ではなく、何社か合わせて活動することの重要性、目的を明確にしての既成の概念の転換等具体的な事例で紹介がされ、《第2部土地家屋調査士制度制定60周年記念事業にむけて～地域クラスター活動を構築しよう～》では、2009年～2011年に開催予定である伊能大河ウオークの提案が、伊能忠敬研究所の渡辺名誉代表と（社）日本ウオーキング協会木谷副会長から行われ、地域クラスター広報活動の事例報告として「内部・外部広報を考える視点について」を広島会の藤原豪紀会員に、滋賀会の上田忠勝会員からは「規則77条促進キャンペーン報告」として都市再生街区基準点の活用を機縁とした地積測量図の標準化を模索したシステム構築の事例が、大阪会の和田清人会員からは、「近畿ブロック寄付講座事例報告」として、寄

付講座の開講までの苦労された経緯から、今日的な講座の継続における課題、夢が講演されました。閑話休題では《衛星測位に関する動向》の表題で、日本GPSソリューションズ（株）の山本理氏からGNSS、地積測量図の世界座標付けの意義と意味が述べられ、全体的に、専門家として情報を共有化し、利活用することによって無駄を最小限に抑え、或いは、専門家としての立場から社会に向けた情報の明確な発信を、適切に且つ敏速に行うことの重要性が述べられました。広報として抜本的な姿勢にも繋がるとても大切な事柄だと感じました。

《第3部連合会広報部の活動方針の報告》では、連合会と単位会の連携とした今回の広報担当者会同の趣旨説明が藤本広報部長から語られ、未登記建物解消キャンペーンの趣旨説明、後継者育成事業等限られた時間の中でフリー・トーキングが行われました。今回16会の土地家屋調査士会から広報ツール（ジャンパー、時計、ポスター、クリアファイル等）が寄せられて展示されましたが、何よりも衝撃的だったのが、会場で上映した連合会製作ツール“土地家屋調査士DVD”を初めて観るといった会が幾つかあったことです。

会員力の結集に不可欠な情報の発信と共有化、とっても大切！…と切に感じました。

お詫び

本誌9月号（No.620）において、以下の誤りがありました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記訂正をお願いいたします。

記

(誤)		(正)	
34頁 上から三行目	短期間に三度にわたり	→短期間に二度にわたり	
39頁 写真脚注	左から静岡地方法務局 静岡県公職協会 日調連	→左から静岡大学理学部 静岡県防災局 静岡地方法務局 日調連	里村幹夫教授 岩田孝仁防災報道監 兼防災情報室長 小俣久総括表示専門官 大星正嗣副会長
55頁 左段下から七行目	鹿児島会・坂元 均会長	→鹿児島会・坂元 均会長	

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円

送料（1年分） 1,008円

（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[◎]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

平成 18 年 1 月から土地家屋調査士の電子認証カード（IC カード）を発行していますが、多くの会員から本 IC カード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にて Q & A 形式で説明します。

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連認証局」）が発行する IC カードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすれば IC カードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ（一部署名できないものもあります。）に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、IC カードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！

モグ

【新不動産登記法が要求している 3 本柱】

新不登法は、以下の 3 点を土地家屋調査士に問いかけていると言えます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書(以下「ICカード」という。)の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたうえで、同証明書の発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

① ICカードの申込時

電子証明書の発行は次の2通りの方法で行っております。

【通常発行】

新入会員の皆様を中心に、月500枚を目安に順次連合会から申込書を送付しております。

なお、連合会が申込書を送付するフェーズから、会員の皆様が証明書を取得するまでの流れについては、「電子証明書を取得するまでの流れ (ii ページ)」を参照ください。

【希望者枠発行】

詳細は、「土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について (iii ページ)」を参照ください。

② ICカードを受領した場合

上記①により会員の皆様がICカードを受領された場合、その郵便物(ICカード一式)の説明については、「土地家屋調査士電子証明書の同封物について (iii ページ)」を参照ください。

また、同ICカードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について (iv ページ)」を参照ください。

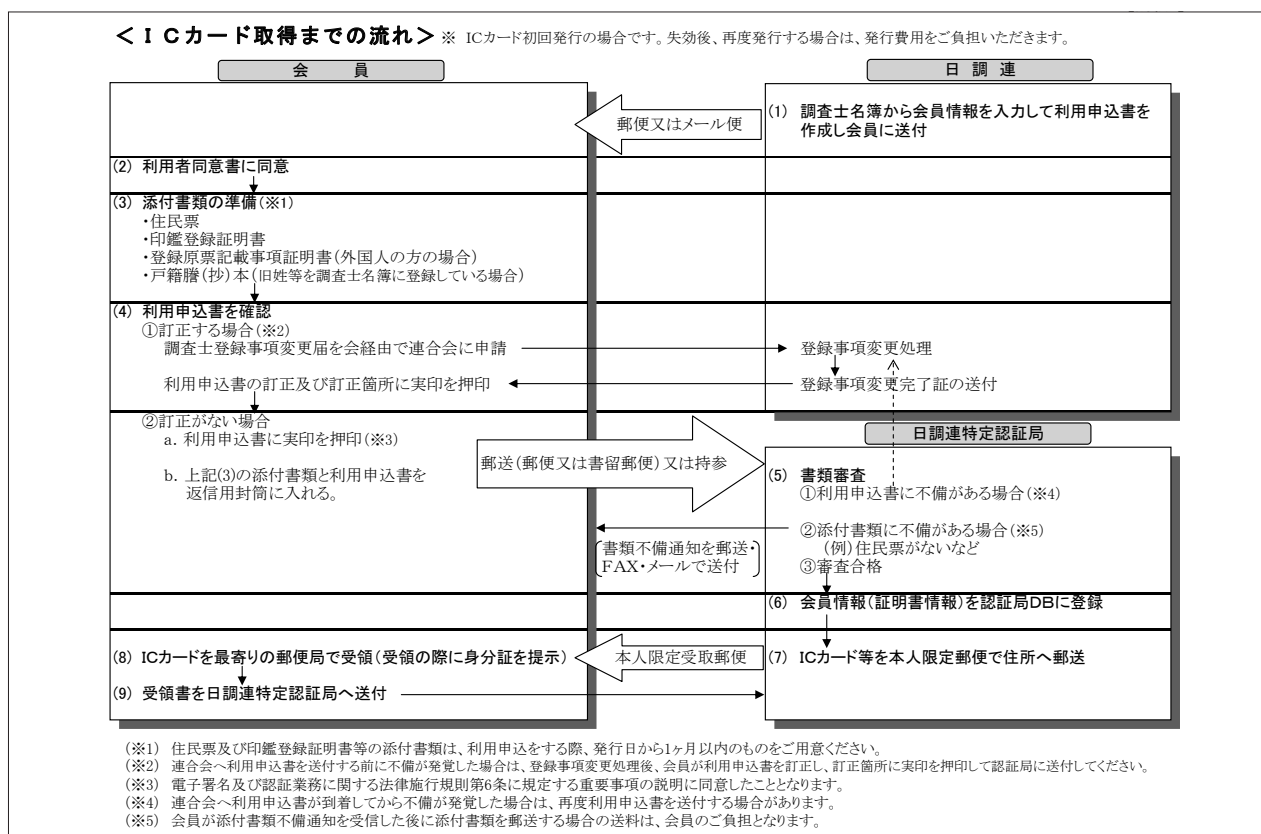
③ ICカードを再発行する場合

一度取得したICカードを、調査士登録事項変更や、ICカードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手続等については、「土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について (iv ページ)」を参照ください。

電子証明書を取得するまでの流れ

会員における電子証明書利用申込からICカード発行までの流れは、下記の(1)～(9)のとおりです。

ただし、下記流れは認証局運用開始後第1回目に発行するときのものです。(平成18年1月現在)



土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について

当連合会では、オンライン登記申請時の土地家屋調査士資格の証明に必要な「IC カード」の発行を平成 18 年 1 月から開始しています。

希望者枠発行については、下記の要領により連合会までお申し込みください。

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに調査士会の方でとりまとめのうえ、連合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでこの旨ご了承ください。

記

【希望者枠発行の申込方法】

任意の様式に、「土地家屋調査士電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.jp)、FAX (03-3292-0059) 及び郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にてお申し込みください。

- ☐ 所属会名 ☐ 所属支部名 ☐ 登録番号 (半角) ☐ 氏名
- ☐ 事務所所在地 (郵便番号も記入) ☐ Mail (半角) ☐ Tel (半角)

全国のどなたでも、直ちに申込み可！まず、ICカードを取得することから始まるオンライン

土地家屋調査士電子証明書の同封物について

IC カードが同封されている封筒は、図①～④のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

- ①下記②～④が入っている封筒
- ②IC カード及び日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書
下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。

- ③受領書返送用封筒

- ④PIN 封筒

IC カードの PIN コード (パスワード) が記載されている封筒です。PIN コードは IC カードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局で PIN コードの確認・再発行等はできません。また、PIN コードを 15 回以上誤って入力すると IC カードが使えなくなりますのでご注意ください。(この場合、当該 IC カードを失効し、新規に IC カードを発行する手続きが必要となります。)



【受領書について】

IC カード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。IC カードが発送されてから 30 日以内に受領書のご返送がない場合、IC カードは失効されます。30 日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局あて (電話：03-3292-0050)、ご連絡ください。

<受領書記載要領>

- ・自署（氏名）
- ・印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・IC カードの券面に記入されている登録番号を記入（最初の 000 は省略）

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印（実印）が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

IC カードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業等をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ（<http://shinsei.moj.go.jp/index.html>）を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) IC カード R/W の準備

連合会ホームページ（<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>）を参考に、適切な IC カード R/W をご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

連合会ホームページ（<http://www.chosashi.or.jp/repository/>）「オンライン登記申請マニュアル（準備編）」を参考に、法務省ホームページ（<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>）及び連合会ホームページ（<http://www.chosashi.or.jp/repository/>）から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定等ください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（お願い）

平成 18 年 1 月から IC カードの発行を開始し、平成 20 年 8 月末日現在で 8,824 枚の IC カードを全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、IC カードの発行については、特定認証局に係る特別会費を毎月 1,000 円ずつ全会員に負担いただいていることから、各会員に対する 1 回目の発行は無料で行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、IC カードを失効した場合の当該会員への 2 回目の発行については、下記「IC カード発行費用の支払い方法」のとおり費用負担をいただくこととしております（日調連特定認証局 HP（http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf）に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照）。

さらに、IC カード発行については、平成 17 年度第 62 回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解をよろしく願います。

再発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額（証明書 1 枚当たり）

- ・ H18.1 月～ H23.12 月 : 5,000 円（税込）
- ・ H24.1 月以降 : 10,000 円（税込）

2 振込先等の情報

- ・ 金融機関名 : みずほ銀行
- ・ 支店名 : 九段支店
- ・ 振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡直武
- ・ 口座 : 普通
- ・ 口座番号 : 1349384
- ・ 振込者名 : 会員番号 2 桁 + 登録番号 5 桁
(例: 東京会の 1 番の場合、0100001) なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	1	愛知	18	宮崎	35
神奈川	2	三重	19	沖縄	36
埼玉	3	岐阜	20	宮城	37
千葉	4	福井	21	福島	38
茨城	5	石川	22	山形	39
栃木	6	富山	23	岩手	40
群馬	7	広島	24	秋田	41
静岡	8	山口	25	青森	42
山梨	9	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		

地籍フェア 2008 in 新潟

～ご存知ですか地籍調査のこと～

入場
無料

地籍調査で今を知ることが
未来へのまちづくりへと繋がる
大きな基礎となります

10月は土地月間です

あなたの土地を再確認

地籍についてご存知の方も、初めて知る方も、どなたでもお気軽にご参加いただけます。

プレ
イベント

日時 2008年10月18日(土)
10:00～15:00
場所 新潟ふるさと村
新潟市西区山田2307

■クイズラリー ■測量体験
■パネル展示 ■ステージショー

クイズラリーに参加するとすてきな景品がもらえます。

※景品がなくなり次第、終了となります。
※どなたでも参加できます。小学生以下は保護者が同伴してください。



ふるさと村

地籍フェア
ホームページ

地籍フェア2008

検索

メイン
イベント

日時 2008年10月31日(金)
■開場12:30 ■開会13:00～終了16:20(予定)
会場 朱鷺メッセ スノーホール
新潟市中央区万代島6番1号

定員 1000名

●メインイベントの参加には事前のお申し込みが必要です。

プログラム

基調講演 13:15～14:15

「天地人を語る～直江兼続の義と愛」

講師:火坂 雅志(作家)



火坂 雅志

地籍相談劇場 14:30～15:15

出演:さめがさ(新潟お笑い集団 NAMARA)

解説:佐藤 修(魚沼市職員)

山地 友美(地籍アドバイザー)

進行:伊藤 聡子(キャスター)



三遊亭白鳥

地籍寄席 15:15～16:15

出演:三遊亭白鳥(落語家)

■無料土地相談 13:00～16:00 ※当日、受付順にてご相談をお受けいたします。
(社)新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、(社)新潟県不動産鑑定士協会

■地籍パネル展/■測量機器展 10:30～16:20

事例発表(行政向け)

会場:朱鷺メッセ マリンホール 10:30～11:30(受付10:00～)

「都市部と山村部における地籍調査について」 講師:宮村宏哉(東京都港区職員)
長岡政司(徳島県上勝町職員)

【お問い合わせ】TEL.025-378-9360

※催物内容は、天候や主催者の都合により予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。

主催:国土交通省、新潟県、新潟県国土調査推進協議会 共催:新潟日報社、全国地方新聞社連合会

後援:法務省、(社)全国国土調査協会、(社)日本国土調査測量協会、(社)日本測量協会、日本土地家屋調査士会連合会、(社)新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、(社)新潟県測量設計業協会、(社)新潟県不動産鑑定士協会、共同通信社